

## 豪農経営と地域編成(三)

### —全国市場との関係をふまえて—

岩 田 浩 太 郎

(人文学部 経済史研究室)

はじめに—課題の設定

#### I 豪農経営と地域経済

- 1 経営発展と地主経営
- 2 金融活動と地域編成(以上第三二卷第二号)
- 3 紅花市場変動と流通編成

〈小括I〉羽州村山郡の紅花生産・市場・金融的条件の地域的特質

〈小括II〉大規模豪農経営における地域編成の構造

(以上第三三卷第一号)

#### II 豪農経営と地域社会

- 1 土地問題と郡中惣代・郷宿
- 2 小作騒動と郡中議定・郷中議定(以上本号)
- 3 動員体制の形成
- 4 郡中流通編成の志向

おわりに

#### II 豪農経営と地域社会

—大規模豪農と政治的へげモニーとの関係—

- 1 土地問題と郡中惣代・郷宿

高拔地一件と「地上ヶ」

堀米家が郡中惣代・郷宿や組合村行事など地域社会における政治的へげモニー諸主体に対していかなる影響力を行使したか、について考察したい。

まず、堀米家は天保期に代官所・郡中惣代・郷宿を介して一挙に居村(松橋村上組)の土地取得を実現した。この高拔地一件を契機とした土地集積の実態とその政治的条件を検討したい。

〔史料2〕

①

村高七百三拾石五斗式升六合二御座候処、先名主十郎左衛門儀名主役年来相勤候処、同人儀連々困窮罷成、所持高之内質流地ニ相渡候節、譬は拾石之高之内表向八石相残し残式石之高へ右拾石之地所を譲渡候様仕、後々ニは空高而已相残、地所は無之様相成候ニ付、右空高之分は不残弁納ニ相成、同人儀必死と困窮仕詰、名主役難相勤、去ル寅年退役いたし、跡名主役四郎兵衛へ被仰付、其節三徳儀組頭勤役中村高地所取調候処、先役十郎左衛門勤役中村高之内百五拾石程減、御年貢米百五拾俵程村方弁納ニ相成候得共、当時地所無之故、右之分は惣百姓持高ニ応し割合弁納仕候筈取極

## ②

先名主十郎左衛門勤役中、連々困窮仕詰、同人所持高は勿論、小前持高之御田地、又は村惣作米御田地等迄高拔ニいたし地所質地ニ相渡候処、都合百六拾石余空高出来、年々御廻米不足仕差支、御吟味中手鎖宿預ケ被仰付置候処欠落仕、御尋中江戸表へ罷登不埒之儀有之御伺之上追放被仰付候処、右空高之分年々御年貢米可取立様無之、松橋村高七百三拾石五斗式升六合、右村小前并入作持高之田地立附米を以、右空高之分十郎左衛門勤役中夕取調割合反別調置候帳面写を以、村方小前并入作之者へ相触候処、入作之もの請印不致、其段御役所へ願上、尾花沢東根新庄右三ヶ所へ御懸合之上、入作之小前一同村役人差添、去ル辰年二月中当御役所へ御呼出、空高割合候反

別引請可申旨御利解被仰聞候処、入作之小前申立候は御檢地帳へ引合せ取調候様被仰付度段申立候ニ付、名主四郎兵衛外村役人一同御呼出、御檢地帳へ為引合候様被仰聞候処、其節四郎兵衛儀名主役は引受罷有候得共、新役之義ニ付不案内ニ而、十郎左衛門調置候小前所持之立附高を以空高并反別割合置候写ニ付御檢地帳へ反別引合不申、四郎兵衛儀取調候帳面ニは無御座候得共、甚た迷惑仕御分違御他領數ヶ所之入作之小前氣請ニも拘り甚た六ヶ敷相成候処、当惣代忠左衛門方双方へ精々申談、郷宿市郎兵衛一同取扱を以、右入作所持高田地立附之分不殘古証文表本金を以、都合金五百兩余之分金子引替田地古証文へ添証文為致忠左衛門市郎兵衛名前ニ而引受、右金子は名主四郎兵衛才覚を以金子為差出、追而忠左衛門市郎兵衛四郎兵衛并元地主一同立会、田地立附地所相改、不殘小作人共請取候上、忠左衛門市郎兵衛方四郎兵衛方へ小作人引附、右田畑不殘同人へ引渡進退為致、右空高之分も四郎兵衛方へ不殘為引請并村方小前所持高之分も願ニ付追々本金ニ而引請候分も有之、相殘候小前所持高へ割当り候空高之分も四郎兵衛へ不殘為引請候間、依之村方小前弁納可仕空高聊無御座儀は惣代忠左衛門郷宿市郎兵衛取斗を以内済相成候儀ニ而相違無御座候

史料2—①・②は天保七年（一八三六）に堀米家四代四郎兵衛が寒

河江代官所に対して高拔地一件の経過を報告した史料である。史料2およびその他の史料を総合しながら、まず一件の経過を考察したい。

松橋村上組の先々名主九郎右衛門・先名主十郎左衛門が困窮したため、天明期以前から質流地・土地譲渡の際に高拔たかきざを実施し相手より高額の即金を得る行為を繰り返した。その結果、村内の空高（無地）は累積し一五〇〜一六〇石余（高拔地を含む他村への流出地全体は三〇〇石余）となり年貢上納に苦慮するようになった。弁納しきれず先名主十郎左衛門は没落し、村方騒動となり寒河江代官所（代官池田仙九郎）へ吟味願いが出され、名主十郎左衛門は吟味の上、追放となった。その後、年々年貢米一五〇俵程を惣百姓持高割で納入したが村方困窮し、年貢弁納金の過半を立て替えた堀米家の実績から代官所が名主就任を内示、村方からの願いにより天保元年（一八三〇）に四代四郎兵衛が新名主に就任した。所持の実態を反映している立附米を基準に入作百姓（高拔地の所持者。合計一一一人）にも高拔分の年貢を割合、負担させようと松橋村上組村役人から入作百姓に直接交渉したが失敗。寒河江代官所へ新名主四郎兵衛が出訴し、寒河江代官所から入作百姓の領主役所である尾花沢代官所・東根代官所・新庄藩役所に掛合の上、天保三年（一八三二）二月に入作百姓一同が村役人差添えて寒河江代官所へ招集された。代官より入作百姓の所持立附米を基準に所持しているはずの空高・反別を割当、その分の年貢負担の追加を命じた（こ

の方式を追高おきという）。しかし入作百姓が検地帳面引き合わせなどを要求したため、代官所審理が難行・停滞した。そこで寒河江附郡中惣代（渡辺）忠左衛門（小泉村名主兼帯。天保二・四年郡中議定署名者）・寒河江樋西村郷宿市郎兵衛が双方に掛け合い、以下の方式による「地上ヶあけち」（揚地）を提案した。

①入作百姓の「所持高田地立附之分不残」（つまり各々所持している松橋村上組の地面残らず〔高拔地を含めて〕は古証文表本金（元金）と引き換えに残らず忠左衛門・市郎兵衛に引き渡す、②買請けのための地所代金（古証文表本金）は残らず堀米家が出金する、③忠左衛門・市郎兵衛・四郎兵衛と元地主（入作百姓）が立会い地所改めをし、地所（その小作人も付けたまま）を堀米家へ残らず引き渡す、④空高分の年貢は堀米家から全て上納する、というプランだった。

「地上ヶ」は二段階で実施された。

I段階（天保三年九月迄）表20に示したように、近隣幕領私領の中小豪農など二一名からプラン通りに地上げをし高拔地五四石余を含む一一七石分の地所の買戻しを実現した。これらの地所の証文上の石高（証文高）は六五石弱であるのに対して、高拔きした石高（残高）は五五石弱であった。実際の石高（改高）合計一一七石余の四六・七%が高拔きされていた実態が判明する。高拔地の譲渡はその年代から、元文五年（一七四〇）から開始され、寛政・享和期に増え、化政期に

表20 畝邊高抜地一件残り高改め 一天保3年9月段階一

	高抜地所持者		内 訳		立附米高	証文金	高抜地の譲渡年代
	改 高	証文高	残 高				
[292俵]	新町村	長谷寺	石・斗升合 17.696	石・斗升合 8.982	俵・斗升合 35.05	両・分朱 50.00	文化14年
	〃	佐藤伝兵衛	6.279	3.068	13.15	26.20	寛政4年
高小間物塩醬油	〃	立身屋平吉	11.198	5.236	28.半	58.02	文化9年、文政3年
[195俵]	〃	平太郎	7.669	6.197	28.25	32.00	寛政11年
[223俵]	〃	源治郎	5.280	3.304	13.20	21.00	享和3年、文化7年
[1870俵]	〃	横久右衛門	10.057	6.065	35.07	75.00	享和3年、文化5・7年、文政6・10年
	〃	彦 助	4.561	1.945	13.05	23.00	文政4・7・9年
	高岡村	平 七	0.325	0.036	2.00	4.20	
	〃	嘉 七	0.708	0.151	3.20	11.10	
	〃	儀 助	3.236	0.815	9.15	23.32	寛政3・12年、文政10年
	〃	利 八	1.483	0.678	4.00	8.10	文政10年
	〃	八兵衛	2.763	1.212	9.20	20.00	
[134俵]	前小路村	浅黄長治郎	3.080	0.603	5.15	10.20	文政5・6年
[224俵]	大町村	長 吉	9.679	6.612	20.00	35.20	享和3年
醤油造 [728俵]	〃	浅黄善 吉	6.464	3.888	15.20	30.00	文化9年
五十集 [887俵]	北口村	細久与左衛門	3.774	1.680	7.25	20.30	元文5年、寛保2年
[1118俵]	〃	鈴木庄 蔵	6.540	4.098	17.10	25.10	明和8年
	〃	久 助	0.373	0.257	6.00	13.00	文政8年
		仁 作	7.308	5.416	15.00	23.00	文化12年
		作兵衛	3.442	1.643	7.00	10.30	文化9年
		甚三郎	5.101	3.081	13.15	19.10+9匁	文政6年
合計	21人		117.546	64.699	294.25	541.20+9匁	

典拠) 天保3年9月「米金立替取調書」・譲渡証文・揚地証文(堀米四郎兵衛家文書)。補注) \*1 高抜地所持者の左側に掲示した [292俵] などの俵数は、明治6年立附米調査により判明する当該家の所有立附米の数値である。

さらに増加し横行したことがわかる。

「地上ヶ」の手續きは、まず入作百姓（高拔地の所持者）による忠左衛門・市郎兵衛宛の「讓渡申田畑之事」「立附証文之事」「扣作証文之事」（小作証文）が作成され、古証文も添えられて入作百姓から忠左衛門・市郎兵衛に提出されたことが確認できる。そして、史料3からあきらかなように、堀米家が地所代金（古証文表本金）を支払い、これら証文3点セット+古証文が忠左衛門・市郎兵衛より堀米家へ渡され、雪解け後に地所の立会い検分を実施して堀米家への土地讓渡が完了した。

〔史料3〕

差出申一札之事

新町村

名主内藏之介組下

- 長谷寺
- 伝兵衛
- 平吉
- 平太郎
- 源次郎
- 久右衛門

同村

名主七郎兵衛組下

- 平七
- 嘉七
- 儀助
- 利八
- 八兵衛

大町村

名主利兵衛組下

- 善吉
- 長吉

前小路村

名主平十郎組下

長治郎

北口村

名主儀七郎組下

- 与左衛門
- 庄藏
- 久助

右五ヶ組小前之者共松橋村御高之内是迄所持之分高反別立附米銘々被

拾七人

差出候証文之通り証掘金四百六拾五両貳分ニ而今般私シ共讓請、右金不残貴殿方為差出、右地所并ニ新古証文相添引取候間、則右地所新古証文共不残貴殿へ相渡し申処実正ニ御座候、尤右地所之儀ハ追而雪消次第右銘々引取候証文と引合立合相改可申候、然ル上は私し共名前付証文ヲ以貴殿全永御支配可被成候、右地所ニ付協々々何之差構無御座候、為後日一札差出候処仍而如件

天保三年

小泉村

辰二月

忠左衛門

寒河江

楯西村

市郎兵衛

谷地

松橋村

四郎兵衛殿

以上のようにⅠ段階においては、郡中惣代・郷宿が仲介する地上げが①～④の提案通りに実行されたといえる。<sup>(88)</sup>

Ⅱ段階（天保三年一月～）

Ⅰ段階で地上げた分以外の高拔地

を対象に買い戻しが実施された。この段階では忠左衛門・市郎兵衛宛ではなく四郎兵衛宛の「田畑揚地証文之事」「立附証文之事」「扣作

証文之事」が作成され、市郎兵衛は立会人ないし取斗人としてこれら証文3点セットに連署している<sup>(89)</sup>。郷宿の協力のもと、堀米家による直接的な地上げが進展した段階と把握できる（～天保七年まで）。

天保三～四年、七年の凶作も条件となり中小豪農を含む他村地主の堀米家への売却が進展し、この結果、ほぼ地上げの目標を達成した<sup>(90)</sup>（一部になお無返還の高拔地があり幕末期に堀米家は相手に対して訴訟を起こしている）。この時期、大規模な「地上げ」の影響により、一般的な田畑売買についても「揚地証文之事」という証文名で讓渡証文が作成され、堀米家への土地讓渡が随伴したことが確認できる。これらの結果、文政一二年～弘化元年の間に、すなわち天保期を通じて堀米家の居村所持高が三六九石増加したことが確認できる（表3参照）。嘉永三年の所持高構成（村高の七七・三%を集積。表4参照）の前提がこの高拔地一件の土地集積により築かれた。「地上げ」では小作人付で小作関係を丸ごと引き受けたことにより、堀米家の居村所持地に他村小作人が多くなる結果をともなった。

先述したように、堀米家は天保期に川欠地を一五六石余取得したが（表3）、これは地上げで買い戻した地所に高拔地とは別に川欠地Ⅱ年貢免除地が多数含まれていたからである。しかも、これらの川欠地は立附証文では立下げ措置を受けずに立附されている場合が多く、実際に同額の立附米が納入されている事例も確認できる地所がある。表

表21 「川欠引」田畑の小作実態と田徳米（地主作徳）

—天保3年（1832）工藤小路村半左衛門から堀米四郎兵衛が揚地した松橋村上組田畑の事例—

字名	地目	面積	石高	うち川欠引面積	うち川欠引石高	うち起返り	前地主名	譲本金	立附米高	小作人名（各立附米高）	備考
若宮	下畑	町反畝歩厘 0.0.4.12	石.斗升合 0.132	反畝歩厘	石.斗升合	石.斗升合	（譲主） 治右衛門	両.分朱 5.10	俵.斗升合 2.200	高関村 利助(2.200 うち0.100立下ケ)	
いなり塚	上田	0.1.0.23	3.445	1.0.05	3.253		重郎左衛門	20.00	12.000	西小路 三郎兵衛(12.000)	文化14亥年川欠引
吉田浦	上田	0.3.3.16	10.731	2.9.14	9.429		玄 安	35.00	24.000 (23.000)	吉田村 弥七(13.200) 改 惣吉( 9.200うち1.000立下ケ)	去ル子当未川欠引
月山堂	下田	0.0.3.18	0.900		0.319		又 兵 衛			松橋村 勇三(1.050)	川欠引
月山堂高関	下田	0.0.7.16.7	2.116	0.3.26.4	1.086	0.112 (寅起返り)	〃	4.12(3口ノ)	4.200(3口ノ) (3.150)	工藤小路 半左衛門(1.050)	永引
若宮	上畑	0.0.1.00	0.090	0.1.00	0.090		〃			〃 〃 (1.050)	前々川欠引
新宿	上田	0.0.5.03	1.632	0.3.12	1.088		兵右衛門	17.20	8.000		川欠
新宿	上田	0.0.3.06	1.024				九郎右衛門	19.20	9.100	松橋村 与七(9.100)	
か、田	中田	0.0.3.20	1.063				喜 三 郎	18.30	9.000	彌勒寺 金右衛門(9.000)	
嶋	上田	0.0.0.12	0.128				誓 願 寺	9.00	3.200 (3.100)	松橋村 伊助(3.100)	
か、田道ノ上	中田	0.1.6.16	4.959				重郎左衛門	22.20(2口ノ)	17.000(2口ノ)	沢畑 甚右衛門(17.000)	
か、田道ノ下	中田	0.0.5.20	1.700				〃				
合計		9.5.12.7	27.920 ①	4.7.27.4	15.265 a	0.112 b		151.32	89.300 (87.150) c	(うち立下ケ1.100) d	
					石.斗升合 川欠引15.153 a-b=②					俵.斗升合 立下引残り立附米高86.050 c-d	
			石.斗升合 川欠引残り高12.767 ①-② 本免分 (A)						同石高換算	石.斗升合 34.450 (B)	

典拠) 堀米四郎兵衛家文書。

論点) \*1 立附米高の欄の( )は立下引による修正高を示す。小作人名の欄の括弧内に記された「うち0.100立下ケ」などの記述は小作証文から確認されるさらなる立下引の数値である。

\*2 表に掲示した田畑全体にかかる年貢(本免)は、表の最下欄の(A)に示した川欠引残り高12石767に年貢率がかけられて決定する。(B)に示したように立附米石高換算は34石450であるので、当該田畑全体から堀米家が受け取る田徳米(地主作徳)は34石450-12石767×年貢率となる。豊作年であった文政12年(1829)の場合、割付状から本田は「免貳ツ九分貳厘四毛」、本畑は「免五ツ三分九厘九毛」であったことが判明するので、田高・畑高の区別をふまえて試算すると、年貢(本免)高は田年貢3石694+畑年貢0石0713=3石7653となる。凶作であった天保3年の場合、割付状から本田は「免貳ツ七厘三毛」本畑は「免五ツ三分九厘九毛」であり、同様に試算すると年貢(本免)高は田年貢2石619+畑年貢0石0713=2石6903となる。作柄が平常年の場合、この田畑に賦課される年貢高は3石2000前後となり、立附米高に占める年貢高の比率は9.37%、田徳米(地主作徳)の比率は90.63%と試算される。耕作実態のある川欠引田畑からの田徳米(地主作徳)が極めて高率であり、地主の蓄積基盤となっていることが判明する。

21は、「地上ケ」のⅡ段階において堀米家が工藤小路村元組名主の中規模豪農宇井半左衛門「一二三七俵」から揚地した田畑の小作実態を示すものである。例えば、字いなり塚の上田一反二三歩は文化一四年（一八一七）以来一反五歩を川欠地とされており残りは僅かに一八歩であるが、天保三年（一八三二）の小作証文では立附米一二俵と記され立下引の措置もなされていない。川欠地を除いた残りの耕地面積に比して立附米高が極めて高く、この川欠地は耕作の実態があることが判明する。実際に、この上田の小作人三郎兵衛は契約した立附米高と同額の一二俵を納入していることも確認できる（天保一三年「寅御年貢取立帳」）。表21の論点\*2に指摘したように、表示した川欠地を含む田畑全体の立附米高に占める年貢高と田徳米（地主作徳）の比率を試算するとそれぞれ九・四%、九〇・六%となり、地主作徳の比率が極めて高い。耕作実態のある川欠地が堀米家にとって一つの重要な蓄積基盤となっていたことが明確である。こうした耕作実態のある年貢免除地Ⅱ川欠地の地上げが堀米家の隠された目的であったといえる。他村の豪農も耕作実態のある川欠地を好んで買入れていたのであり、「地上ケ」はそうした他村への流出川欠地を堀米家が一挙に買得する結果を生んだ。

天保四年に、松橋村上組の組頭三徳が四郎兵衛川欠引高押領不正の駕籠訴を江戸の幕府勘定奉行に敢行する村方騒動が起きた。三徳は訴

状で四郎兵衛に対して「荒地川欠引高等私欲押領いたし、引去候得は同人持高百拾九石余之分全ク皆隠田ニ相成（中略）同人所持高之分立附米四百五拾六俵壹升之地所は全ク之隠田ニ而御年貢米壹粒も差出不申、小前一同必至と難洪至極仕候」と述べ、堀米家の川欠地を事実上の「隠田」と摘発し、その耕作実態と同家による川欠地の集積の事実を指摘した。しかし、代官所に差し戻され、郡中惣代忠左衛門・郷宿市郎兵衛の扱いで三徳の「心得違」として吟味下げとなる結末で終わった。忠左衛門・市郎兵衛は川欠地記載のある譲渡証文、同地所の立附証文・小作証文の作成に関与し、三徳訴訟も取り扱うなど、堀米家の川欠地の耕作実態を調査すれば知りうる立場にあったが摘発せず、堀米家に有利な形で訴訟の取り下げに役割を果たしたことが確認できる。

居村内の村方騒動に対して郡中惣代・郷宿と連携しながら対応できる点に大規模豪農の地域編成の強みがあらわれている。

#### 郡中惣代・郷宿と堀米家

郡中惣代・郷宿の高抜地一件への関与は、代官所審理の過程でおこなわれた（史料2―②）。彼らにとっては「内済」をおこなう職務上の行為であり、郡中の幕領私領にわたる紛争仲裁を果たす役職として関与したと把握できる。一方、「地上ケ」の提案は実は堀米家のプランであった。地上げをされた北口村の中規模豪農細矢与左衛門（明治元年）「八八七俵」・同村役人の訴状（天保一二年）に「四郎兵衛義は先年松橋村



御高地所入狂御座候迪、一村一高不残受戻し候様奉願上、既二私共村方小前之内全地所入狂等無之場所迄も無謂 御上様之奉戴 御威光元田地金之内割引等致し引上候義も有之候」とあり、①受戻し「地上ケ」が堀米家の願いによるものであったこと、②堀米家は幕府代官所の威光をかさにして高拔地ではない地所について古証文表元金を割り引いた金額で引き上げた例もあったこと、が指摘されている。代官所および郡中惣代・郷宿を介しながらも「地上ケ」が堀米家のイニシアチヴによるものであり、その実施過程が強行なものであったとする近隣豪農・村役人の認識が示されており注目される。<sup>64</sup>

村山郡の高拔地一件の他事例を検討すると、管見では他村への流出全耕地を対象とした地上げを堀米家のように一家の資力でおこなった事例や郡中惣代・郷宿が関与した事例はみられない。<sup>65</sup> 松橋村上組の「地上ケ」は特異なパターンとして位置づくものであり、資力のある大規模豪農Ⅱ堀米家の意向が前提になれば発案できないものであった。先述したように、郡中惣代小泉村渡辺忠左衛門・寒河江郷宿市郎兵衛は堀米家から日頃貸金を受けており、さらに市郎兵衛は堀米家の口入人として活躍し、また同家の貸金滞り出入を担当していた人物でもあった。幕領・私領の紛争処理の職務を有する郡中惣代・郷宿を活用し「亡村」救済の名目のもとに自己一家の土地集積を一举に進めた堀米家のヘゲモニーが把握できる。論点Ⅲ郡中惣代・郷宿に隠然とし

た影響力を行使し、自己経営の拡大にこれら郡中の政治的ヘゲモニー諸主体を動員・活用する大規模豪農の地位が指摘できる。

## 2 小作騒動と郡中議定・郷中議定

### 郡中議定と堀米家

つぎに、大規模豪農堀米家と、郡中ないし郷中の組合村などいわゆる「地域運営体制」との関係について検討したい。

天保前半期の羽州村山郡では、表22に掲示したように、凶作・米価騰貴を主要因として天保四・五・七・八年に打ちこわし・不穏や村方騒動が展開した。谷地郷とその周辺でも天保四年五月の大町村などの屯集・不穏（Ⅱ谷地郷騒動）を画期に、後述するように小作騒動が連動して激発した。村役人および豪農層は対応を迫られる緊迫した情勢となり、米穀雑穀他国出禁止（穀留）・酒造制限を基本とする郡中議定が継続的に締結されたことが確認できる。

こうした情勢に対応すべく、天保飢饉時の堀米家による施米・米安売りは、居村／近隣村々／郡中の各レベルで実施された。例えば、天保四年（一八三三）凶作で村山郡の米相場が一俵（三斗九升入）Ⅱ一両二朱の時、堀米家は大規模豪農として広域的な施米・米安売りを大規模に実施している。すなわち、①郡中村々へ施米一〇〇俵を差し出

表22 天保前半期の羽州村山郡および谷地郷の動向

文政11年(1828)子10月	村山郡御料私領郡中議定「覚」を取り決め、郡中惣代・大庄屋らが代官所へ訴願。内容は①米穀他国他郡へ出穀差留(文政12年8月迄)、②口留め十カ所の願い、③当子酒造有株一統3分の1造りの制限願。寒河江附郡中惣代として小泉村名主忠左衛門、松橋村下組名主藤兵衛、東根附郡中惣代として大町村名主利兵衛、尾花沢附郡中惣代として新町村名主七郎兵衛、織田藩天童大庄屋佐藤喜兵衛、戸沢藩北口庄屋細矢義七郎らが連署。→東根役所・山辺役所などが関連した触流しをおこなう。
天保元年(1830)寅10月	不作につき検見引願いをするため尾花沢附・東根附郡中一統は11日に尾花沢へ参集せよとの建札が尾花沢入口数カ所に立ち、不穏となる。
〃	寅10月 「村山郡一統申合議定」を取り決め、郡中惣代・大庄屋らが訴願。内容は①米穀他郡出差留(紅花種他郡出差留)、②酒造造り3分の1造りの制限、③夫食は一食は粥、その他雑穀糧を沢山に用いること、など。→天保元年11月に東根役所などが触流す。
天保2年(1831)卯4月	谷地郷8ヶ村12ヶ組名主・庄屋が「郷中取締議定書之事」(8ヶ条)を取り決める。四季代わり(3ヶ月毎)に2名宛の行司を立てる。内容は、出火の駆けつけ、年貢小作不納に対する村役人相互の督励、無宿・帯刀者に対する取締り・随時取締りのための詰場の設定など。
〃	卯10月 村山郡御料私領郡中「議定書」を郡中惣代・大庄屋らが締結。内容は①酒造有株一統3分の1造りの制限、②菜種作を止め麦作を奨励、③御免勸化之外、諸勸化合力の停止、④紅花種他国他郡出差留の願。→天保2年11月、米穀他国他郡へ出穀差留を加えて東根役所などが触流す。
天保3年(1832)辰秋	大凶作につき村々より減免・安石代訴願を代官所へ実施。→その結果、「定石代其外米納之分并口米直段ニ至迄御救へ安石代」の実現、酒造皆差留、役永免除の実施がなされる。
天保4年(1833)巳5月	3日晚、大町村八幡宮境内で大鐘つきの不穏。 4日、字道海に大勢集まり候様との張札貼られる(～毎夜法幡押し立て篝火焚き騒ぎ立て不穏)。東根・寒河江・尾花沢・漆山・北口の5陣屋から出役、逮捕・鎮圧。 9日、新町村名主内蔵介宅にて吟味。 10日、松橋村九郎右衛門宅にて吟味。 11日、逮捕者引き取り。
〃	巳5月 寒河江代官所(池田仙九郎)の米穀不正売買取締りの触に対する松橋村上組ら寒河江附村々の請書提出(日付不明)。村々の高持百姓・身元相応穀類貯有之候もの・穀類売買渡世之者共は時相場より少々直段引き下げ無高買食之もの日々夫食調方差支無之様專一に致すべしとの内容。
〃	巳7月 16日、東山村・山寺村・中里村・高揃村・上萩野戸村・下萩野戸村の百姓が騒ぎ立て、米穀メ売りを理由に蔵増門伝村市蔵・高揃村弥平治・清池村孫左衛門を打ちこわす。高揃村弥平治は立附米1399俵の地主(明治6年調査)。
〃	巳7月 山形城下町で米価高値のため不穏。愛宕山辺にて篝火焚き屯集。
〃	7～9月 御料私領共に酒田湊より米買請。尾花沢・東根代官所が酒井藩より1500俵借用。酒田湊にて5000俵買入れ。東根・尾花沢両代官所手代伊藤庄十郎・野川村名主友吉が越後水原へ来午(天保5年)夫食買入れのため出役。
〃	巳8月 佐倉藩柏倉領以外の近辺領で米価高騰のため騒ぎ立て。
〃	巳9月 谷地郷8ヶ村12ヶ組名主・庄屋が郷中議定案を審議する(東根・尾花沢・柴橋・寒河江の4代官所・戸沢藩領の混在する谷地郷一統の議定案)。内容は小作人取締り・救済方を主旨とする(史料4参照)。→しかし堀米四郎兵衛らより修正要求が出され、結局議定案は不成立となる。
〃	巳10月 4日、村山郡一統御料私領同様とする東根役所などの触流し。内容は①紅花・煙草・青苧以外の全ての作物の他国他郡出差留、②酒造皆差留。③糶・醤油溜りの類造り方差留(天保5年3月迄)。
〃	巳10月 晦日、松橋村上組の村方夫食の確保が四郎兵衛(138俵)・利助(17俵)・左兵衛(13俵)の作徳米・買入米の提供によりなされる。5月～9月の平均値段1俵=2分3朱のところ安値段1俵=1分2朱で販売、間金(差額)は3名が負担。
〃	巳11月 村山郡一統郡中議定「覚」を郡中惣代・大庄屋らが締結(山形集会)。内容は①村山郡一統困窮の小前夫食買入れのため米1俵=金3分3朱で村々融通し、それ以上の値上げを禁止、②儉約のため他郡よりの入酒差留。寒河江附郡中惣代として小泉村渡辺忠左衛門、戸沢藩北口割元細矢義七郎代細矢治右衛門などが連署。
天保5年(1834)午2月	29日、山形城下物騒、夜々に出火等起きる。
〃	2～4月 大町村名主弥之助、郡中より頼まれ酒田湊へ米買付けに下る(21日)。また、東根附から天童青柳吉右衛門、尾花沢附からは柴崎弥左衛門・鈴木五郎兵衛が役所よりの添翰を持参し酒田湊へ下る(25日)。東根・尾花沢両代官所手代伊藤庄十郎・大町村名主弥之助、尾花沢附より午房野村名主弥左衛門、尾花沢新町松屋茂兵衛らが越後水原へいき、水原蔵米3912俵を買い入れ、4/12より新潟へ川下げる。その後、弥之助ら三条、巻村などにて米2587俵買い入れる。合計6499俵が7/12迄に出帆。7/20酒田湊着。うち4800俵位は大石田迄着、村々へ割付。残り米は酒田湊の搗屋へ払米、酒井藩からの借用米の返済にあてる。
〃	午3月 吉川村名主が先納金を納めず不正を訴願する村方騒動が起きる。
天保7年(1836)申4月	白岩山内騒動の風聞あり。出役あり、何事もなく引き取る。
〃	申10月 村山郡御料私領郡中「議定書」を郡中惣代・大庄屋らが締結。内容は①諸穀他国他郡出禁止、②郡内へ入来たる他国商人へ穀類食物を販売することを禁止、③一村限穀留の禁止、郡内米穀融通の奨励、④酒造高の二分通り造りの許可、など。→東根役所などが触流す。
天保8年(1837)酉2月	6日夜、白岩山内騒ぎ立て、代官所役人大矢周助に安米売りの訴願。その他大勢で悪口、時の声をあげる。4～5日前に白岩大橋元へ参集のめくら廻状がまわる。
〃	酉3月 11日夜、海味村枝郷や柳沢村より始まり騒ぎ立て。白岩辺に詰め居る。 13日夜、白岩たて八幡宮の鐘を早かねにつき、大橋元切通しの上に篝火を焚き400～500人が屯集する。廻米7分通り置米、融通米安売り(1俵=金1分2朱)を騒動勢が白岩村名主治兵衛を通じて柴橋役所の出役へ訴願する。 14日、柴橋側の出役の役所が白岩橋元門三郎方に立つ。6名が逮捕され柴橋へ連行、騒動は鎮圧される。 15日夜、日和田村入口原で篝火を焚き時の声をあげ騒ぎ立て。 16日、箕輪の出口にて31人召し捕られる。17日柴橋へ連行される。

典拠)堀米四郎兵衛家文書、明治大学刑事博物館所蔵出羽国村山郡新町村文書・山口村文書、『河北町の歴史』上巻、『大町念仏講帳 河北町誌編纂資料』、『編年西村山郡史』、『山形市史編集資料』第4集、『山形市史史料編』第3巻、『編年百姓一揆史料集成』第12～14巻、など。

補注) \*1 郡中議定の他の記事は谷地郷をはじめ最上川西の地域を中心に掲示した。

し、②安米二〇〇俵を居村・近隣村々へ札米売り（一俵 $\parallel$ 金二分の安売り。同年一月郡中議定の一俵 $\parallel$ 金三分三朱の融通規定より安売りしている点が注目される）、③「窮民之もの共并乞喰等二至迄」へ施粥（米五〇俵分）を施している。これらにより寒河江代官池田仙九郎より奇特褒賞として金二〇〇疋を与えられた。また同年一〇月には、村役人として松橋村上組の「村方困窮者夫食買入方」のため身元相応の者が所持している作徳米や買入米を安売りすることを決め、堀米四郎兵衛が米一三八俵、堀米利助（分家「四六一俵」）が一七俵、左兵衛（支配人）が一三俵、を一俵 $\parallel$ 金一分二朱の安値で提供している。居村民の飯米維持への対応を堀米家の本家・分家・支配人で独占的に担ったことがわかる。<sup>66)</sup>

天保七年（一八三六）凶作の際には、表7に示したように、堀米家は他国他郡への米穀販売はせず、近隣村々と白岩山内地域に当時の地米相場と比較すると低値段で販売している。同年一〇月の郡中議定における穀留条項を遵守していることや、翌天保八年二月に米価騰貴により起きた白岩騒動の鎮静化のため堀米家が柴橋郡中会所附笹嶋長左衛門へ米一〇〇俵を安売りしていることが注目される。また、白岩騒動直後の同年同月より半年間、堀米家は居村困窮者（一部に近隣村を含む）三八戸に対して小口の安米売りを日常的に実施した。<sup>67)</sup>さらに、天保凶作期には、先述した堀米家独自の社会制度 $\parallel$ 置初蔵による他村

小作人に対する夫食貯粉貸もおこなったことが確認できる。<sup>68)</sup>

以上のように、堀米家は居村・近隣地縁・郡中や地主小作関係など様々な社会関係をとらえてきめ細かな措置を施した。このような重層的な施米施粥・米安売り・夫食貯粉貸の実施により、同家は居村・近隣に滞留する下層民や小作人の救荒と郡中村々の飯米維持に役割を果たし、また郡中会所を通じた騒動対策 $\parallel$ 危機管理に積極的に協力したことが指摘できる。穀留は勿論、郡中議定の価格設定よりも安値で販売したように、堀米家は郡中議定の積極的推進者としての位置にあつたといえる。議定の内容は同家経営の利害に本質的に抵触しないものであり、施米・安米は経営上の必要経費として充分に対応できた。この限りでは、堀米家は天明期以来の郡中議定の背景にある郡中百姓の要求をふまえて自己の地域編成をはかっていたととらえられる。そこに同家のヘゲモニーのあり方の歴史的位置が把握できる。

#### 小作人と村・組合村

飯米維持など郡中議定の内容がいかに各地域で具体的に実現したかは、郡中レベルよりも下位の最寄組合村や郷中組合村のレベルにおける実施過程の分析が必要である。組合村運営と堀米家との関係についても考察しよう。

天保四年五月の谷地郷騒動を契機に、八月まで連続的に郡中各地で打ちこわし・不穏状況が展開した（表22参照）。同年九月に谷地郷組

合村八ヶ村一二ヶ組幕領名主・私領庄屋の郷中議定案づくりのための集会在開催されたが、その議論過程の内部史料（谷地郷中組合村行事がまとめた原案と堀米家による修正案）を分析しよう。史料4の上段に組合村行事がまとめた原案を、下段に堀米家の修正案を対照比較で

きるように掲示した（修正案は原案の上に堀米家が掛紙〔貼紙〕で訂正や削除箇所などを指定して作成された。下段の空白部分は掛紙で削除された箇所である）。

〔史料4〕

（原案文）

儀定

儀定書之事

近年地頭小作之内仕癖不宜濟方延引、又は非道ニ苅取等有之候所、当巳年稀代之大凶作ニ付地頭も氣儘之取斗いたし、小作も不当之致方も可有之、左候ハ、何様之変事出来可申哉難斗、来午年ニ至り双方共相続方ニ相拘り小作今地頭へ立付年貢相納不申候而は救方不相成、困窮之者并買食之者は及餓死候外無之義ニ付、双方共心得方立直り相互ニ寄命相続相成候様今般集会上取極候所左之通

一、地頭共心得方之義、小作方之内去辰多分不納等ニ而等閑之者は格別、左も無之久年之不納等言立当毛苅取、又は引方之廉ニ寄自然と上り田ニ相成候様成行

（修正文）

儀定

儀定書之事

近年地頭小作之内仕癖不宜濟方延引、又は非道ニ苅取等有之候所、当巳年稀代之大凶作ニ付地頭も氣儘之取斗いたし、小作も不当之致方も可有之、左候ハ、何様之変事出来可申哉難斗、来午年ニ至り双方共相続方ニ相拘り小作今地頭へ立付年貢相納不申候而は救方不相成、困窮之者并買食之者は及餓死候外無之義ニ付、双方共心得方立直り相互ニ寄命相続相成候様今般集会上取極候所左之通

一、地頭共心得方之義、小作方之内去辰多分不納等ニ而等閑之者は格別、左も無之久年之不納等言立当毛苅取、又は引方之廉ニ寄自然と上り田ニ相成候様成行

候而は、困難之年ながら誰々も一命助度儘丹誠いたし作付候を今更被取候ハ、寄命相統も相成兼候義ニ付、右様成義無之様可致候、尤近年は小作仕癖不宜間、当年は益悪風増長いたし候而は地主共

御上様へ御上納も相成兼、小前救方も出来不申、加之小作は年貢を押へ相くらし居候得共、地頭は先ニ相統ニ差迫り候義に付、立付米相納候義ハ十一月廿日限り小作人之村役方ニ而厳敷取立可申積り、萬一夫迄も不相納分ハ御出役を請取立可為相済間、小作は我か子同様ニ相心得慈ミを加へ、地主共格別差はたり引方相進ミ取極メ為取候様可致事

一、小作心得方之義、近年仕癖不宜故、地頭不仁心も差起り候様

成行候義ニ付、来年は弥増困難差迫り可及餓死躰之所ニ候得は大切ニ差心得実意ヲ以地頭へ相願、非道之引方願等いたさす正当ニ相願可申、尚不埒之小作ニ而去辰多分不納等致置候歟、又ハ年々大造之不納いたし候者等は被取候も無拋義ニ候得は、今年柄難決ニは可有之候得共何れとも才覚いたし地頭へ趣意ヲ立相願取可申、小作申合村内並方杯と申一統之割引は決而不相成候、尤地頭不実意ニ差はたり引方可為致間、正当ニ相願可申候、萬一不仁之地頭有之引方小作心底ニ不陥分も可有之哉、是等は早束村役へ可申出、其節は地頭小作双方之村役人立会相当之引方可致候、且又引方不取極内鎌入は不相成候間駈と取極候上取可申候、不取究ニ而鎌入いたし取候分は地頭言出通外不及沙汰候間、其段差心得可申候、就は納方無等閑十一月廿日限り急度相納可申候、若等閑ニ相心得差滞候ハ、御出役を請厳重御吟味ニ可相成候、右様嚴重ニ取斗候趣

候而は、困難之年ながら誰々も一命助度儘丹誠いたし作付候を今更被取候ハ、寄命相統も相成兼候義ニ付、右様成義無之様可致候

小作は我か子同様ニ相心得慈ミを加へ、地主共格別差はたり引方相進ミ取極メ為取候様可致事

一、小作心得方之義、近年違作打統候様仕癖不宜、自ら地頭不仁心差起り候様成行候義ニ付、来年は弥増困難差迫り可及餓死躰之所ニ候得は大切ニ差心得実意ヲ以地頭へ相願、非道之引方願等いたさす正当ニ相願可申、尚不埒之小作ニ而去辰多分不納等致置候歟、又ハ年々大造之不納いたし候者等は被取候も無拋義ニ候得は、今年柄難決ニは可有之候得共何れとも才覚いたし地頭へ趣意ヲ立相願取可申、小作申合村内並方杯と申一統之割引は決而不相成候、尤地頭不実意ニ差はたり引方可為致間、正当ニ相願可申候、萬一不仁之地頭有之引方小作心底ニ不陥分は村役人へ申出、相当之引方可致候、然ル上は

意は米舂共相備不置候而は来年救方不行届、銘々寄命ニ相拘候義故此上は谷地郷一統夫食融通ニいたし身元之者も困窮之者も同様相互相助度義ニ付、格別仁恵之取極と相心得信ヲ失ひ不申、濟方無等閑急度相濟可申事

一、取立方之義、十一月廿日限り村々小作人何方之地主ニ而も小作いたし候者之村役人方ニ而蔵米内米とも取立、其組之郷蔵へ詰置可申、若舂ニ而相納度相願候分ハ五合挽之積、然ル上は作徳迄不残郷蔵へ取立候義ニ候得は、右米舂郷中相談之上相当之直段相立、村々融通いたし可申候、若過米出来候ハ、地主へ渡置相備為置、村役人方差図無之内差出間敷候事

一、前条取極之通、何方之地主ニ而も小作致候者之郷蔵へ取立ニ相成候上は、右米郷中融通は勿論之事ニ候得共、村ニ寄、其村内ニ而隠米いたし、剩小米ニ而他所へ売出し郷蔵取立米而已夫食ニ見込候様ニ而は不取締之基、畢竟隠米は高直段ニ而被売払、郷中融通米は安直段ニ而被買請候様横道ニ差心得候ものも出来可申哉難斗、右は欲心々事起り物騒敷相成候段敷敷事ニ候、且又他村地主之分逆も小作徳用米も有之處、前同様隠米いたし候義も可有之哉難斗、就は村々作付いたし候徳用米手元も相見込置、小前々夫食差支候段申出候ハ、夫食日詰勘定之上ニ無之候而は不相成間、名主共相談之上取斗可申事

一、御上様表御取箇高下、又は石代安直段杯被仰付候共、是等は小作之差構無之筈、小作は田方ニ向相当之引方取極候上は安石代ニ相成候敷、又は御引方若干二候逆、右へ相泥ミ不当之願申出候者有之候ハ、其村役方ニ而敷敷申付、其義不拘筋ニ付心得違無之様急度為相納可申事

米舂共相備不置候而は来年救方不行届、銘々寄命ニ相拘候義故此上は御支配限り一統夫食融通ニいたし身元之者も困窮之者も同様相互相助度義ニ付、格別仁恵之取極と相心得信ヲ失ひ不申、濟方無等閑急度相濟可申上は

一、前条取極之通、何方之地主ニ而も小作致候者之郷蔵へ取立ニ相成候上は、右米郷中融通は勿論之事ニ候得共、村ニ寄、其村内ニ而隠米いたし、剩小米ニ而他所へ売出し郷蔵取立米而已夫食ニ見込候様ニ而は不取締之基、畢竟隠米は高直段ニ而被売払、郷中融通米は安直段ニ而被買請候様横道ニ差心得候ものも出来可申哉難斗、右は欲心々事起り物騒敷相成候段敷敷事ニ候、且又他村地主之分逆も小作徳用米も有之處、前同様隠米いたし候義も可有之哉難斗、就は村々作付いたし候徳用米手元も相見込置、小前々夫食差支候段申出候ハ、夫食日詰勘定之上ニ無之候而は不相成間、名主共相談之上取斗可申事

一、御上様表御取箇高下、又は石代安直段杯被仰付候共、是等は小作之差構無之筈、小作は田方ニ向相当之引方取極、尤子作は困窮之者ニ候得は御上様御取箇高下、又は石代御直段ニ不拘、格別ニ勘弁いたし取斗候上は、納方之義心得違無之様急度相濟可申事

村々

前書箇条之通及熟談候義、当年ニ相限り取極候所相違無之候、就ハ右之段地頭小作共呼寄、双方行立相互相統相成候處を厚ク申聞、心得違無之様請印取之、精々村役人方ニ而心を付取斗可申候、仍而議定連印致候所如件

新町村

名主

天保四年巳九月

内藏介

高関組

同

七郎兵衛

大町村上組

同

弥之助

同 下組

同

利兵衛

工藤小路村

同

半左衛門

要害組

前書箇条之通及熟談候義、相違無之候、就ハ右之段地頭小作共呼寄、双方行立相互相統相成候處を厚ク申聞、心得違無之様請印取之、精々村役人方ニ而心を付取斗可申候、仍而議定連印致候所如件

新町村

名主

天保四年巳九月

内藏介

高関組

同

七郎兵衛

大町村上組

同

弥之助

同 下組

同

利兵衛

工藤小路村

同

半左衛門

要害組

同

八兵衛

松橋村下組

同

藤兵衛

同村上組

同

四郎兵衛

荒町村

同

五郎左衛門

前小路村

同

平重郎

北口町

庄や

儀七郎

下工藤小路村

同

治右衛門

八一

同

八兵衛

松橋村下組

同

藤兵衛

同村上組

同

四郎兵衛

荒町村

同

五郎左衛門

前小路村

同

平重郎

北口町

庄や

儀七郎

下工藤小路村

同

治右衛門



原案は、①小作人による「村内並方杯と申一統之割引」（いわゆる「均し検見引」）の要求。地主の相違を乗り越えて小作人が居村で結束しておこなう統一的な小作料減免の要求・運動）の禁止、②地主による立附米の引方（小作料減免）について小作人が納得いかない場合は村役人へ申し出、村役人の仲介で「相当之引方」を実施、③立附米は蔵米（年貢分）・内米（地主作徳分）ともに小作人の居村郷蔵（「小作人致候者之郷蔵」）へ村役人が取り立て納入する、④小作人の居村郷蔵へ取り立てた諸地主（他村を含む）の立附米は郷中相談の上、「相当之直段」で村々へ融通（「郷中融通米」⇨安米）し、もし過米が出たら地主に渡す、⑤年貢減免・安石代が実現しても、そのことを理由に立附米の引方を小作人は要求してはいけない、を主とする内容であった。①⑤は地主的要求であるが、②③④には小作人の要求が反映されている。とりわけ、郷蔵納付方式（小作人は小作地の郷蔵へ立附米を納入する）とは異なる③が注目される（谷地郷では小作地のある村と小作人の居村が異なる場合が少なくない）。さらに立附米の処分を郷中組合村が掌握する④が注目される。すなわち、③④は飯米確保につき、実際に耕作労働した小作人の手元⇨居村に収穫米を保管し組合村の協議により処分する画期的な構想であるといえる。第I章第1節で指摘した、村共同体が小作人運動の基盤化した事態が背景にある

た。一方、堀米家の修正案では③④を削除している。地主の立附米処分権をあくまでも維持・確保する意見であった（②は容認）。

この谷地郷中議定案の背景と審議の経緯をさらに他の内部史料から検討し、議定案をめぐる諸対立の階層構造を把握したい。谷地郷中組合村の行事（惣代）は、表23の末尾に添付した（参考）に表示したように、天保期には三ヶ月交替で幕領私領の別なく各村名主が輪番で務める体制が採られていた。議定審議のピークとなった天保四年九月の月番行事は、幕領（東根附）大町村上組名主（柴田）弥之助（先述）・幕領（尾花沢附）新町村元組名主（高橋）内蔵介「三三〇俵」であった。行事として議定づくりに奔走した内蔵介の「日記」<sup>23</sup>をもとに、表23に関係記事を一覧にしたので検討しよう。

九月初めに新町村商人（立身屋平吉。表23の補注を参照）の打ちこわし、近隣の荒町商人の他出来（郡中議定・代官所触の穀留条項に違反）差押え一件など緊迫した情勢が展開した。そして凶作のなか、新町村小作人・他村小作人と新町村地主（内蔵介自身を含む）・他村地主との間の小作料検見引方・不納・地主苛取・小作鎌入・苻分け・夫食米貸をめぐる多数の係争が九月を通じて連日のように頻発し（同月五・七・八・一・一四・一七・一九・二〇・二三〜二七日。表23の「摘要（係争関係）」欄を参照。関係地主の所持立附米階層・営業

表23 天保4年(1833)9月新町村名主内蔵之介「日記」一覽 一地主小作関係記事の抜粋一

【表23-1】

月 日	記 事 内 容	摘要(係争関係)
9月		
4日	・何もの共不相知、当平吉 <sup>*2</sup> 方門表共非しとめこし障子打破候	打ちこわし(小破)
5日	・当田方小作方取締之義、御検見御用在桑山時右衛門殿并長谷川大助殿へ伺とり合之義二付、 <u>大明弥之助</u> 来ル	他出来差押え一件
	・先日高閑出口二而他村出し米押さえ候一件二付、高閑名主七郎兵衛来ル (荒町八兵衛他所出し運送米、高閑利助庄七差押之候一件)	
	・西里喜六義、兼而小作不納有之処、色々清方之義願として同人并南小路武助兩人来ル	他村小作人→内蔵之介 (不納済方願)
6日	・昨日とり合之小作取締一件之義二付、名代として藤左衛門山口へ遣可申二付同人呼寄色々談候	
	・右二付色々とり合有之、大明弥之助 <sup>*1</sup> 之使者面度来ル	
7日	・今日畑見分二海老鶴へ行可申段、小人共へ朝之内甚右衛門并久次郎兩人を以申触ル、朝飯後畑見分二行	他村小作人→居村地主 (不納/地主如取)
	・当藤左衛門之田面荒町茂右衛門小作致し候田地不納有之二付、藤左衛門方ニ而縮刈方可申一義二付、④内清兵衛呼寄ル	居村小作人→居村地主 (不納・小作鎌入)
8日	・四ツはし長次郎所持之田地中ノ舟渡佐之助扣作不納有之二付、当作為却取不相成趣長次郎 <sup>*1</sup> 断り来り候得共佐之助却取候趣二而、色々長次郎願二来ル	
10日	・(大明面組役人)庄右衛門忠兵衛兩人来ル、是ハ当田方凶作二付地主小作人共馴合稲草却取可申段東根会所ニ而申問有之趣ニ而来ル、右二付暮方大明村弥之助来ル	
11日	・地主小作田方取極相談大明弥之助宅ニ而有之、夕方外内蔵之介行、夜二人四ツ過二帰ル	谷地郷名主庄屋寄合 (谷地郷中議定案)
	・右寄合出席二付高閑七郎兵衛荒町五郎左衛門立寄ル	居村小作人→居村地主 (小作鎌入)
	・中舟渡佐之助、四ツはし長次郎か田地小作の分却取候積りニ相成候段届二来ル	新町村地主相談
12日	・地主小作内検見并相談方内談有之、村内高持百姓伝兵衛藤左衛門平吉平太郎久右衛門源次郎仲朝之内呼寄色々申問ル	月番行事間の連絡
13日	・当田方凶作二付地主小作一件内済之義有之、当伝兵衛来ル	居村小作人→他村地主 (不納/鎌入停止)
14日	・朝之内当伝兵衛呼寄、当田方二付大明弥之助方へ遣入	月番行事間の相談
	・前小路善吉来ル、是は中ノ舟渡権八義善吉方へ小作不納有之二付、願事有之来ル	居村小作人→内蔵之介 (検見引方願)
	・当田方郷中地主小作双方行立可申様相談有之、内蔵義大明弥之助方へ朝飯後行候而夕方帰ル	新町村地主相談
	・夜二人当半兵衛千蔵兩人来ル、当田方小作検見之義二付内蔵介 <sup>*1</sup> 居不念帰ル	地主間の夫食米売買
15日	・於彌蔵当田方小作検見相談有之、藤左衛門伝兵衛重次郎当家 <sup>*1</sup> 立寄ル、外高持共彌蔵へ来ル	新町村へ夫食貸
	・平吉 <sup>*1</sup> 買米之義二付、役人半兵衛利右衛門兩人来ル、尤兩人へ買米拾四俵代金七河三分式米相渡し、平吉方へ遣入、米拾四俵請取	谷地郷名主庄屋寄合 (谷地郷中議定案)
	・右之米村方へ夫食ニかし渡し、右二付村内小前来ル	
	・桜町九郎右衛門宅へ地主小作双方行立可申様名主共相談有之、七郎兵衛五郎左衛門当家へ立寄ル	

16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝二伝兵衛藤左衛門平吉平太郎源次郎久右衛門呼寄、当田方小作検見之義及相談候。夫々右一義二付内蔵介同道右之もの共一同大明弥之助宅へ行、其後内蔵介伝兵衛斗内福利兵衛宅へ行、昼時内蔵介帰ル</li> <li>・中ノ舟渡権八来ル、是は前小路善吉分田地扣住居候處不納有之、鎌入れ難相成段断二付、年貢済ニ金子かりニ来ル、不貸ニ痛ス</li> <li>・稲番今日夕始ル、尤与吉伝兵衛松之助清藏なり、尤当家へ立寄ル</li> <li>・当田方凶作二付村内取締申付方有之、朝之内小前不残郷藏へ呼寄ル</li> <li>・田方小作人共検見願来ル</li> </ul>	<p>新町村地主相談 →月番行事と相談</p> <p>鎌入れ停止の稲番開始</p> <p>居村小作人→内蔵介 (検見引方願)</p> <p>他村小作人→居村地主 (不納ノ地主刼取)</p>
17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当伝庵所持之田地高岡甚兵衛小作之処年貢不納有之二付、伝庵方ニ而稲刈取候一件二付伝庵度々来ル、右一件二付高岡甚兵衛并役人八兵衛伴願ニ来ル</li> <li>・所々小作検見願来ル</li> </ul>	<p>居村地主の小作検見 地主刼取一件内済 (内蔵介の仲裁)</p>
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝飯後村高持共伝兵衛藤左衛門平吉平太郎久右衛門圓次郎小作検見ニ出ル、右二付当家へ立寄ル、内蔵介も出ル</li> <li>・高岡甚兵衛義、当伝庵分田地小作仕候處、当田方刼取方一件相掛り出来候處相済候二付、甚兵衛并先扣入三四郎礼ニ来ル</li> </ul>	<p>居村地主の小作検見 地主刼取一件内済 (内蔵介の仲裁)</p>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内蔵介義、朝飯後小作検見ニ出ル、尤高持一同右二付伝兵衛久右衛門平太郎当家へ立寄ル、伝庵も寄ル</li> <li>・内蔵介留守中、何か用事ニ而北口義七郎并治右衛門伴来ル</li> <li>・今日も内蔵介小作検見ニ出ル</li> <li>・高岡小助今日も検見願ニ来ル</li> </ul>	<p>他村小作人→内蔵介 (検見引方願)</p> <p>新町村地主相談 →月番行事と相談</p>
20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小作検見之義二付内談方有之、朝之内藤左衛門伝兵衛平吉平太郎源次郎久右衛門内蔵介郷藏へ詰ル</li> </ul>	<p>他村小作人→居村地主 (不納・小作鎌入)</p> <p>月番行事間の相談</p> <p>他村小作人→内蔵介 (検見引方願)</p> <p>他村小作人→居村地主 (居村人の仲介)</p> <p>居村小作人→他村地主 (検見引方願)</p>
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・右一件二付、当伝兵衛藤左衛門大明弥之助来ル、酒振舞</li> <li>・朝飯後、内蔵介小作検見ニ出ル</li> <li>・年貢不納并当田方稲刈取候六工町市郎兵衛一件二付、当平吉何事有之来ル</li> <li>・今日も内蔵介小作検見ニ出ル</li> <li>・藤左衛門方へ大明弥之助来り候而内蔵介へ内談有之二付参り呉候様申来ル、就而内蔵介行</li> <li>・前小路長五郎当家分田扣候處、検見引之義二付同人兄来ル</li> </ul>	<p>他村小作人→居村地主 (不納・小作鎌入)</p> <p>月番行事間の相談</p> <p>他村小作人→内蔵介 (検見引方願)</p> <p>他村小作人→居村地主 (居村人の仲介)</p> <p>居村小作人→他村地主 (検見引方願)</p>
22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中舟渡権八伴同度来ル、是は前小路善吉分田地小作仕候見引之義二付</li> </ul>	<p>他村小作人→内蔵介 (他村人の仲介)</p>
23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内蔵介今日も小作検見ニ出ル</li> <li>・当家分田地前小路長五郎へ小作致候候分検見引之義二付、前小路市郎兵衛来ル、其後長五郎来り候而弥同入稲刈取可申段極ル</li> </ul>	<p>他村小作人→内蔵介 (他村人の仲介)</p>
24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当平吉分田地六工町市郎兵衛小作検見引并不納一義二付、平吉同度来ル</li> <li>・右一件二付六工町市郎兵衛并当松之助内長九郎同度来ル</li> <li>・手作田地稲刈致ス</li> </ul>	<p>他村小作人→内蔵介 (他村人の仲介)</p> <p>他村小作人・居村地主 (内蔵介の仲裁)</p>
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当平吉并六工町市郎兵衛小作検見并不納一件取扱一件二付、当長九郎来ル</li> </ul>	<p>他村小作人→内蔵介 (他村人の仲介)</p>

(続)

【表23-21】

月日	記事内容	摘要（係争関係）
9月25日 (統基)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中舟渡藤太郎并権八伴兩人小作検見引、地主久右衛門并前小路善吉引方強き趣ニ而色々二来ル</li> <li>・地主小作当毛検見引取締議定之義ニ付、役人金次郎内伝蔵を以、沢畑四郎兵衛方へ遣ヌ</li> <li>・右ニ付大町役人久之助問合ニ来ル</li> <li>・当役人半兵衛利右衛門兩人来ル、是は先日小前へ夫食米かし渡代金今日返済之趣、来ル晦日迄日延願小前之もの共申出候ニ付、役人兩人願ニ来ル、任其意遣ヌ</li> <li>・荒町又助伴小作検見之義ニ付来ル</li> </ul>	<p>居村小作人→内蔵介 (均し引の願) 月番行事と堀米の相談 (谷地郷中議定案)</p>
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中舟渡藤太郎今日も来ル、是は前小路善吉方小作検見之義ニ付</li> <li>・当平吉昨日来り候田地船取取之一条ニ付今日も同人来ル</li> </ul>	<p>居村夫食返納の日延願 他村小作人→内蔵介 (検見引方願) 居村小作人→他村地主 (検見引方願) 他村小作人→居村地主 (不納・小作兼入) 居村小作人→他村地主 (検見引方願)</p>
27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中舟渡藤太郎并庄七伴来ル、是は前小路善吉北口庄蔵兩人分田地小作検見之義ニ付何ニ来ル</li> <li>・当半兵衛来ル、是は昨夜も来り候通当分田地同人扣作検見引願同人存寄ニ不相叶ニ付分テ願ニ付、今日当八兵衛并久次郎兩人日雇ニ而相頼、兩人へ朝飯振舞、稻かりに遣し候趣、朝飯後半兵衛来り候而いつれ同人方ニ而かり取可申段又願直ニ来ル、尤日雇人八兵衛久次郎兩人半兵衛方之日雇人ニ致し可申段願ニ付、任其意</li> <li>・当町御高内大原村勘平所持之田地当毛遺作ニ付、昼方内蔵介検見ニ出ル</li> <li>・先日高閑出口ニ而押候来之義ニ付大町善左衛門呼寄ル、右ニ付同人并内蔵介同道ニ而高閑七郎兵衛宅へ昼時頃行候而来へとり上ケニ而相片付申候</li> <li>・右米之義ニ付、荒町名主五郎左衛門方申分無之趣、使組頭利三郎を以内蔵介留守中利三郎申来ル</li> <li>・高閑利助并庄七とやら兩人昨日来押さえ之手当遣候趣、右之礼として来ル</li> </ul>	<p>居村小作人→内蔵介 (検見引方願) 居村小作人→内蔵介 (検見引方願) 他村地主の地所検見 他出来差押え一件 (月番行事の裁定)</p>
晦日 10月3日 4日 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明後五日谷地郷村役人突合無尺之廻状、内權利兵衛方ニ廻り、尤宿は大町忠兵衛宅なり</li> <li>・大原村勘平来ル、是は当村御高内同人所持之田地先日検見願ニ付、当村役人高持共行候一義ニ付勘平来ル</li> <li>・谷地郷小作検見并取立方議定候ニ付、為心得当村伝兵衛藤左衛門平吉平太郎源次郎久右衛門呼寄、色々申問候上及相談</li> <li>・於当家初納金わり致ヌ、右ニ付伝兵衛藤左衛門伝蔵久右衛門利右衛門久次郎朝飯後来ル、夕方八ツ過迄相掛ル</li> <li>・初上納当月晦日迄日延ニ尾花沢へ高閑役人八兵衛伴差遣ヌ、右ニ付同人昼頃当家へ立寄ル、右は此節刈稻取入中ニ而取立難渋ニ付如斯</li> <li>・高閑組組人数調書七郎兵衛内岩五郎所持参致ヌ</li> </ul>	<p>谷地郷中議定不成立 →新町村地主相談</p>
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・於当家初納金わり致ヌ、右ニ付伝兵衛藤左衛門伝蔵久右衛門利右衛門久次郎朝飯後来ル、夕方八ツ過迄相掛ル</li> <li>・初上納当月晦日迄日延ニ尾花沢へ高閑役人八兵衛伴差遣ヌ、右ニ付同人昼頃当家へ立寄ル、右は此節刈稻取入中ニ而取立難渋ニ付如斯</li> <li>・高閑組組人数調書七郎兵衛内岩五郎所持参致ヌ</li> </ul>	<p>谷地郷中議定不成立 →新町村地主相談</p>
典拠	<p>天保4年「萬日記」（明治大学理事博物館蔵）出羽国山形郡北口村・新町村文書のうち高橋家）。</p>	<p>新町村文書のうち高橋家）。</p>
補注	<p>*1 新町村元組各主（高橋）内蔵之介。[明治6年立附米320俵]。万延元年福栄講・文久元年泰平講に参加。天保4年7～9月の谷地郷中8ヶ村12ヶ組組合村の月番行事。</p>	<p>新町村元組各主（高橋）内蔵之介。[明治6年立附米320俵]。万延元年福栄講・文久元年泰平講に参加。天保4年7～9月の谷地郷中8ヶ村12ヶ組組合村の月番行事。</p>

- \*2 新町村立身屋平吉。萬小間物塩醬油店。米穀商人。
- \*3 新町村(横)和泉屋藤左衛門。文化期所持高140石余。紅花商人・酒造業。
- \*4 大町村上組名主(柴田)井桁屋弥之助。天保12年所持高74石。[明治6年立附米604俵]。紅花商人・酒造業。万延元年福栄講・文久元年泰平講に参加。天保4年7～9月の谷地郷中8ヶ村12ヶ組組合村の月番行事。でやうク。
- \*5 新町村(佐藤)伝兵衛。[明治6年立附米292俵]。万延元年福栄講・文久元年泰平講に参加。
- \*6 新町村(横)平太郎。[明治6年立附米195俵]。万延元年福栄講に参加。
- \*7 新町村(横)久右衛門。[明治6年立附米1870俵]。紅花商人。万延元年福栄講・文久元年泰平講に参加。
- \*8 新町村(横)源次郎。[明治6年立附米223俵]。
- \*9 大町村(前小路)(浅黄)善吉。[明治6年立附米728俵]。醬油造店。万延元年福栄講・文久元年泰平講に参加。
- \*10 松橋村上組名主(細矢)九郎右衛門。天明期郡中議定時の郡中惣代。天保15年所持高0石682。
- \*11 大町村下組名主利兵衛。
- \*12 北口村大庄屋(細矢)義七郎。[明治6年立附米1549俵]。万延元年福栄講・文久元年泰平講に参加。
- \*13 北口村(細矢)丸屋治右衛門。下工藤小路村庄屋を務める。[明治6年立附米501俵]。呉服大物細物店。万延元年福栄講・文久元年泰平講に参加。
- \*14 北口村(鈴木)庄藏。[明治6年立附米1118俵]。万延元年福栄講・文久元年泰平講に参加。

(参考) 谷地郷中8ヶ村12ヶ組組合村の月番行事 (2名宛)

天保3年辰 10～12月	工藤小路村元組*1	名主半左衛門	工藤小路村要書組*1	名主八兵衛
4年巳 正～3月	荒町村*1	名主五郎左衛門	新町村高岡組*3	名主七郎兵衛
	松橋村上組*1	名主四郎兵衛	松橋村下組*1	名主藤兵衛
	大町村上組*2	名主弥之助	新町村元組*3	名主内蔵介
	北口村庄屋*4	庄屋義七郎	下工藤小路村*4	庄屋治右衛門
5年午 正～3月	前小路村*5	名主平重郎	大町村下組*2	名主利兵衛

典拠) 『河北町の歴史』上巻(山形県西村山郡河北町、1962年)  
 補注) \*1 幕領(寒河江附) \*2 幕領(奥根附) \*3 幕領(尾花沢附)  
 \*4 新庄藩領 \*5 米沢藩預所

種目などは表23の補注参照）、名主である内蔵介に地主・小作双方から諸要求があり内蔵介は調整に奔走していることがわかる。とくに新町村字中舟渡の小作人権八（伴）・藤太郎らの小作料不納および検見引方願いの要求運動は激しく、彼らは同村横久右衛門「一八七〇俵」・大町村（前小路）浅黄善吉「七二八俵」ら地主の小作料減免がかなりおこなわれたことを根拠に内蔵介にも小作検見引を交渉するなど（二五日）、均し引（地主の違いを越えた村内並方の一統の割引）要求運動を展開したことが確認でき注目される。これら小作人による小作料検見引方・不納・鎌入・夫食米貸の要求運動はいずれも彼らの飯米確保をめざしたものであり、郷中組合村が議定づくりをおこなう直接的要因・背景としてこれらの諸動向を位置づけることができる。

九月一日東根郡中会所から「地主小作人共馴合稲草苧取可申」との方針が出たことを受けて月番行事弥之助・内蔵介が相談、翌一日に谷地郷名主庄屋寄合（「地主小作田方取極相談」）を開催している（於大町村弥之助宅）。さらに一五日にも、天明期郡中議定時の郡中惣代であった松橋村上組元名主九郎右衛門宅で谷地郷名主庄屋寄合（「地主小作双方行立可申様名主共相談」）を開催した。谷地郷名主庄屋寄合と併行して、内蔵介は新町村内部の中小豪農ら地主の寄合を頻繁に開催し（同月一二・一四・一六・一八・二一日。一六日は弥之助宅へ赴く）、小作検見への対応を協議する一方、郷中議定づくりの意見交

換を進めている。二人の行事相互の連絡・相談も活発になされ議定案の作成・調整がおこなわれた過程も判明する（同月一〇・一四・一六・二一・二三日）。

そして、表23―2の九月二五日の記事に「地主小作当毛検見引取締議定二付、役人金次郎内伝蔵を以、沢畑四郎兵衛方へ遣ス」とあるように、月番行事内蔵介は二五日までに取り纏めた「地主小作当毛検見引取締議定」＝郷中議定原案（史料4上段）を堀米家へ届けて、その内容を打診した。「右二付大町役人久之助聞合ニ来ル」とあるように、もう一人の行事弥之助も堀米家の意向がどうであったかを心配して内蔵介に使いをよこしたことがわかる。行事の打診に対して堀米家は議定原案に反対の意向を示し、先述した修正案（同下段）を示したのである。表23―2からあきらかなように、あれほど活発だった議定づくりの動きは「日記」の九月二六日以降の記事から確認できなくなり、一〇月六日に「谷地郷小作検見并取立方議定破レ候」＝郷中議定不成立となった、という過程が把握できる。実際に、天保四年の谷地郷村々における小作人からの立附米取立法は従来通りの郷蔵納付方式でおこなわれたことが確認でき、この郷中議定は実施されなかったことが裏付けられる。

#### 郷中議定をめぐるヘゲモニー対立

郷中議定をめぐるヘゲモニー対立について整理したい。議定原案の

②③④の内容からあきらかなように、原案の背景には小作人の要求・運動が村（名主）を通じて郷中組合村運営レベルに反映されつつある事態があり、中規模豪農である月番行事（内蔵介・弥之助）が地主・小作双方の利害調整をおこない議定原案を作成した<sup>24</sup>。他の中小豪農も小作検見引を大幅におこなうなど譲歩を迫られる状況が展開していた。居村内で地主小作関係が完結する村方地主や小規模豪農で村役人でもある者の場合は立附米処分権を居村村役人として掌握できるので原案でもよいが、居村内で地主小作関係が完結しない（他村で地主小作関係を手広く展開している、居村の所持地に他村小作人を多く抱えている）中規模以上の豪農の場合、原案は自己の地主経営の利害に抵触した。小作人運動により中小豪農が動揺するなか、他村小作人を多く抱える大規模豪農の立場から堀米家は原案の骨抜き化をはかったととらえられる。審議の経緯から堀米家の意見が議定不成立の一要因となったことはほぼ確実である。

論点Ⅱ 天保期は郷中組合村運営―議定をめぐる地主・小作間のヘゲモニー争い・せめぎ合いが展開し豪農間も分裂する状況が展開していた。立附米の処分権・飯米維持のイニシアチヴを誰が掌握するかが、天保期郡中議定下の地域社会における論争点・焦点であった。

当時新任の平名主にすぎない堀米家に月番行事がとくに議定案を打診したのは、同家の大規模豪農としての実力に由来しているのとらえ

られる（月番行事大町村名主（柴田）弥之助が堀米家の紅花集荷人であり天保四年時点で同家に返済すべき累積貸付元金残を抱えた存在であったことをはじめとして、谷地郷中名主・庄屋の過半は堀米家の金融下にあった<sup>25</sup>）。また、先述した高拔地一件でみたように、この時期堀米家は寒河江附郡中惣代・郷宿などに影響力を行使する存在となっていたが、この郷中議定案をめぐつても堀米家は谷地郷の寒河江附村々名主を糾合して反対派の中核となっていた。これらにより、月番行事は同家の意向にとくに配慮せざるをえず、結局郷中議定の締結は阻まれ実現しなかったことが確認できる<sup>26</sup>。

論点Ⅲ 谷地郷中名主・庄屋層に対して聳立する堀米家の経済的ヘゲモニーが郷中組合村の政治的ヘゲモニーに影響力を行使した事例として郷中組合村議定案一件を位置づけられる。

それでは飯米確保などの小作人らの要求に堀米家はいかに対応したのか。堀米家は従来通りの郷蔵納付方式で取り立てた立附米を基礎に、先に詳説したように、天保四～八年に居村／近隣村々／郡中の各レベルで施米・米安売りを手厚く実施することで対応をはかったといえる。総じて堀米家は、小作人運動の基盤化した村↓郷中組合村のイニシアチヴを排し、地主の立附米処分権をあくまでも維持し郷中飯米供給Ⅱ救済を地主のイニシアチヴにより実施する戦略をとったと把握できる。ここに組合村のヘゲモニーに従属しない、豪農の独自なヘゲモニー構

築の方向が示されている。

大規模豪農の場合、依拠している地域Ⅱ蓄積基盤が広域的であるため一ヶ村の小作人不納運動にも動揺せず徹底して対処できた（例えば、堀米家は天保六年〔一八三五〕吉田村小作人一統の不納に対して幕府へ訴訟を提起↓長期的に取立を実現）。先述したように、堀米家が非村役人である支配人を各村で多用するなどの独自の小作管理機構を整備していた点も基盤となった。この点、主に居村を中心に二ヶ村程度の範囲で地主化しているが故に居村などの村共同体の規定性をより強く受けざるをえない村方地主・豪農クラスとは堀米家は基盤が異なる。各名主・豪農間の経営規模差および関係構造における経済的地位の差異が、天保期小作騒動への対応差の背景として存在したととらえられる。

郡中議定の内容はあくまでも郡中諸階層の共通利害の最大公約数的なものを大枠で規程するにとどまり、小作検見引方や立附米処分法など地主・小作人の利害対立に関わる内容は盛り込まれていない。そのレベルで郡中議定は大きな規定力をもったが、各地域における具体的な飯米確保など実施過程においては諸ヘゲモニーの対抗関係のもとで複雑な地域政治過程が展開した点を考察すべきである。とくに、谷地郷中組合村の議定案のように、飯米確保が立附米処分法など地主小作関係の根幹に関わる内容をともなって提起された場合には、諸階層の

利害対立が惹起され意見対立が展開したことがわかる。堀米家の戦略は、郡中議定に反映された飯米確保要求をふまえつつ、地主の立附米処分権を維持したうえで豪農のイニシアチヴによる郡中の飯米確保をはかるというものであり、結局大規模豪農のヘゲモニーが谷地郷中組合村議定案一件を最終的には律したことが指摘できる。この議定案一件であきらかにしたように、組合村―行事（惣代）の利害調整と議定案が地域を律するとは限らない局面をも含めて「地域運営体制」なるものの評価を全体的におこなう研究段階に進むべきである。

論点P 郡中議定の具体的な実施過程や惣代―組合村を基盤とする「地域運営体制」の地域社会における位置について、大規模豪農など経済的ヘゲモニー主体の動向などもふまえて総合的に検討する必要がある。

#### 地主講結成の歴史的前提

村および郷中組合村が小作人と地主のヘゲモニー争い・せめぎ合いの場となった情勢に対して、谷地郷の豪農は独自の階層的な結集・対応を求められた。村・組合村を豪農の小作支配に活用しにくくなったことが、文久元年「泰平講」Ⅱ地主講結成の歴史的前提であった。表24に泰平講員の所持田畑立附米階層を表示したが、参加一六名中の一四名が立附米三〇〇俵以上であり、泰平講が中規模以上の豪農の階層的組織として純化した性格をもつことが明確である。しかも一〇名は



表24 泰平講員の所持立附米階層

村名	氏名	立附米高	立附大豆高	名主・庄屋
		俵・斗升合	俵・斗升合	
荒町村	森谷与七	840.295	4.270	×
〃	桜井源蔵	—	—	×
新町村	横久右衛門	1870.000	58.333	×
〃	高橋内蔵之介	320.053	160.254	○
〃	佐藤伝兵衛	292.327	36.120	×
大町村	柴田弥之助	604.284	87.067	○
〃	浅黄善吉	728.361	19.196	×
松橋村下組	宮地治兵衛	346.356	3.229	×
松橋村上組	堀米四郎兵衛	2245.013	89.033	○
〃	堀米直蔵	748.058	49.330	×
上工藤小路村	阿部権内	2386.126	115.140	×
〃	宇井半左衛門	1237.169	35.020	○
下工藤小路村	細矢治右衛門	501.122	50.260	○
北口村	細矢儀七郎	1549.306	432.063	○
〃	細矢与左衛門	887.299	198.245	×
〃	鈴木庄蔵	1118.292	260.095	×

典拠) 堀米四郎兵衛家文書、堀米則吉家文書、『河北町の歴史』上巻。  
 補注) \*1 立附米高・立附大豆高は明治6年調査の数値。—は不明。  
 \*2 細矢治右衛門は北口村の者だが下工藤小路村の庄屋を務める。

豪農経営と地域編成(三) — 全国市場との関係をふまえて — 岩田

名主・庄屋ではなく、村役人の連合組織ではないことも大きな特徴として指摘できる。

泰平講結成の目的を検討するために、その議定を以下に掲げる。<sup>28)</sup>

〔史料5〕

議定之事

谷地村々之儀は御料御私領寺社領入会候場所柄ニ而人氣区々有之候處、近年異国御交易御開港以來穀類而已ならず諸品直段高直ニ相成、就中米価引上買食之貧民及難洪候、当今時勢ニ相泥暮し方相応之者ニ至迄心得違いたし、既ニ去申年所々方々へ大勢寄集作柄不相当之小作毛見を手強ニ地主々々へ願込候上、徒党ケ間敷義有之候哉ニ相聞不容易義ニ付、向後為取締谷地郷村々身元之者今般一同相談之上儀約左之通

一、小作人共儀暮し方相応之者は田畑宜場所柄撰抜手広ニ耕作いたし候故、作毛よく年々之取入も多穀物積貯、牛馬扱ひ置、安穩ニ家内扶助いたし衣食住共立派ニ成居、夏分ニいたり相場之高貴ニ乗し穀物売払候次第ニ有之、困窮人は暮し方宜者之作嫌ひ候不便利之田畑を作居候故、年々之取入薄、殊更手入も不行届、平年共作毛劣り纒之違作ニも毛見引願強、暮し方相応者は作毛宜候共其身之利欲ニ走貧窮人同様毛色之善悪ニ不拘引方願候様近年仕癖悪相成、逐々驥立候様之基ニ付、以来田畑小作毛見いたし候年柄は地主見分之上作毛

之上中下を篤と見定、小作為立会田場において夫々引方取極稲為蒔取、不承知を申者ハ縦令蒔分ニ相成候共無抛二付、善惡惣躰ならし毛見不致様、弘化度以前之通復古いたし当西方相改候事

一、近年打統小作引田作之善惡ニ不拘小作人共願ニまかせならし毛見いたし遣候処、暮し方宜者ハ益利潤ニ至り貧人は弥以困窮仕詰、取続方及難義候より自然党を結不容易儀相企乍恐多

御上様へ御苦勞奉掛上候様成行候間、今般ならし毛見差止坪毛見ニ相改、小作人共之惡仕癖立直し貧窮も心安取続農事相励貧福平均ニ暮行候様古來ニ復シ坪毛見いたし候共、蒙昧之小作共恩分を不相弁自己之災ニ陥候義をも不顧彼是差拒地主之申聞ニ悖り一同馴合稲蒔取候後無理ニならし毛見相願候節は、地主一統会合之上温和ニ逐談判無甲乙様引方取調一己之貪欲を以毛見引多少不可致事

一、小作人ならし毛見相好候根本は、彼方何程是方いか程引方貴候等と意外之偽を申触シ、地主之心意を誑或し所々へ群來いたし手強ニ願込候二付、兎角地主ニおゐても区々ニ申聞候様相成、小作共惡斗弥増長いたし歎ヶ敷次第二付、地主之存慮一和いたし以來区々不相成様当酉年々々地主会合を催し睦及相談、諸般取極候約諾不洩様深相慎、何れにも小作人共之風儀立直し方面々心掛可為專要候事

一、近年村々人氣不宜、質地流地いたし度くと申讓主世話人共取巧他方之地所を自分物之様ニ仕成、金主を引回シ場所見分等為致、親類

組合村役人之謀書判等取拵、稀ニハ村役人之心得方ニ方組違又は無地高而已ニ而甚不正之讓引へ見届奥印等居取引いたし詰り故障出来御上様之奉願御苦勞候様罷成候分粗相見へ以之外後闇仕方二付、以來田畑引請候節ハ悉遂穿鑿候は勿論之儀ニ候得共、尚最寄地主へ問合無隔意存慮申述、俱々添心を請可成丈不正之地所不入様相互致懸念候ハ、自然不埒之取斗人出来間敷穩ニ可打過二付、右心得可罷在事

一、会合場所之儀は、御料所村々内検見いたし候節、大町村和泉屋ニ定置、泰平講と名附、金式分ツ、持寄、初番よりくじ引二いたし、尤非常之年柄ハ勿論、都而小作検見一条二付何等之評議筋有之節ハ其仁之性名不頭和泉屋へ申談、同人方講中へ廻文差出候次第幾度も打寄聊心勞を不厭実意之逐談判候様可致、且泰平講出席并不時ニ講中寄合之砌ハ各無名代出席いたし、若し病氣又は他行等之差合有之直參相成兼候ハ、最寄講中へ相託、手代出入之者等名代堅無用之事附、講金引取人方為席料金三兩和泉屋へ差遣、面々驕奢之振舞無之様心掛、尤不意寄合之折時宜ニより飲食いたし候節ハ何成共働不貴僉業を以取賄、用談相濟候ハ、各勝手次第速引取、無益之長座不可致、右賄入用ハ講中へ割合いたし宿元へ差出可申候事

右は今般一統相談之上取極候條約之趣意永久忘却無之様取締向申合、自然不正不似合之義為相改候ハ、聊奉報御恩候姿にも可叶歎、且

は積徳之一端とも可相成畢、各可抽丹誠

文久元酉年八月 日

荒町村	森谷 与七 印
同村	桜井 源藏 印
新町村	榎 久右衛門 印
同村	高橋 内藏介 印
同村	佐藤 伝兵衛 印
大町村	柴田 弥之助 印
同村	浅黄 善吉 印
松橋村	宮地 次兵衛 印
同村	堀米四郎兵衛 印
同村	

堀米 直藏 印

工藤小路村

阿部 権内 印

同村

宇井半左衛門 印

工藤小路村

細矢次右衛門 印

北口村

細矢 儀七郎 印

同村

細矢与左衛門 印

同村

鈴木庄藏 印

前文の後の一、三條目は均し検見引の禁止、四條目は高抜質地・譲渡の禁止、に關してそれぞれ規定したものである。先述したように、これらは堀米家をはじめ谷地郷の豪農層が天保期に直面した課題であり、泰平講が天保期以来の課題を克服することがねらいであったことが判明する。高抜質地・譲渡の禁止は地主層全体の共同利益となるもので、豪農相互の連携の前提として不可欠な約定であった。五條目で

「都而小作毛見一条」と書かれたように、泰平講の最大の眼目は小作  
 検見引方、とくに弘化期以降さらに強まった村共同体を基盤とした小  
 作人運動（「ならし毛見」Ⅱ村内並方の一統の割引要求・運動）に対  
 する地主側の統一的対応にあったことが議定内容からあきらかである。

議定が「弘化度以前之通復古いたし」「古来ニ復シ坪毛見いたし」を  
 主張している様に、先为天保期郷中議定案の①で禁止された均し検見  
 引の動向は弘化期以降ますます盛んになり、豪農層を震撼とさせるに  
 いたつていた。村共同体が小作人運動の基盤となる事態がさらに進展  
 しており、（天保期郷中議定案の②には盛り込まれた）村役人を仲介  
 とする検見引方の調整に、豪農層が期待できる状況ではもうなくなつ  
 ていた。そのために史料5においては村・村役人や郷中組合村の調整  
 機能に関する規定はなく、それらへの言及さえ一切なくなっている点  
 が注目される。

北口村細矢与左衛門「八八七俵」が泰平講を発起したといわれるが、  
 天保期には動揺していた中規模豪農も、この時点では泰平講に多数参  
 加し大規模豪農と連携して地域編成を強化する方向を明確にしている  
 （表23の補注も参照）。天保期郷中議定案が作成された段階とは状況を  
 異にする弘化期以降の小作騒動のさらなる激化のなかで、かつて郷中議  
 定案づくりに奔走した新町村内蔵介・大町村弥之助が泰平講に参加し  
 たことに象徴されるように、中規模豪農クラスも村・組合村とは次元を

異にする、豪農層独自の広域的機構Ⅱ地主講の設立を求めたといえる。<sup>28)</sup>  
 論点q 地主講結成の背景に村・組合村運営をめぐる地主・小作人間  
 のヘゲモニー争いが位置づけられる。（未完）

## 注

\* 本稿の図表番号・注番号は前号からの通し番号で付している。

(51) 参考史料として、六代四郎兵衛が万延元年（一八六〇）に柴橋代官所  
 へこの高抜地一件を報告した史料を掲げる。

## 「参考史料一」

私共村方之儀、天明度以前夕先役九郎右衛門十郎左衛門兩人勤役中、  
（松平上徳）  
 御料御私領最寄村々へ田畑屋鋪讓渡、又は質地仕候度毎、御検地帳面  
 田畑三、四筆之地面老筆之畝歩二而相渡、残畝村方二相残、就中右十  
 郎左衛門勤役中文化度之頃夕弥増長いたし、無地残高多分二出来、御  
 年貢米歳々御廻米不足河岸出差支候間、村方及難儀、連歳差替弁納金  
 三百五拾兩余二相成、既可及亡村二茂程之儀、然ル所其節之御支配池  
 田仙九郎様御役所へ右難渋之始末御歎願奉申上候処、十郎左衛門取斗  
 方御吟味之上、同人は追放御仕置被仰付、其後祖父四郎兵衛御召出之  
 上、名主役被仰候儀二候処、右難村之儀勤方無覚束御免奉願上候得  
 共、厚御諭二付、無余儀御請仕、村方諸帳面取調候処、高反別地面悉  
 皆紛乱いたし、御年貢米式百俵余之不足不残弁納川下仕候得共、歳々

右様之儀ニ而は往々潰退転ニも可相成候間、得と勘弁仕、右拔畝残高取調当村高所持之もの共へ夫々及掛合候上、御同人様御役所へ奉願候ニ付、巨細御糺明御座候處、抜畝残高相違も無之候得共、負高引請候儀は難出来、乍併不糺ニ而讓請、又は質地引請候儀ニ付、右高所持之もの一統熟談行届、右地面不残元金ニ而地元村へ相返、右残高之分は四郎兵衛彦人ニ而引請候様取究り、且又進退いたし度もの有之候ハ、地面相当之高反別ニ而当名主方改証文請之進退いたし候

(52) 例えば極端な場合、証文上は二石だが一〇石分の土地をつけて讓渡する、あるいは証文上は一筆だが実際にはさらに別の二〜三筆の土地もつけて讓渡すること。畝潰せうがしとも表現。高拔地を得た買主はその分の年貢を負担しなくてすむため、売主は土地代金を普通よりも高額で、また即金で買主より取得できる場合が多い。

(53) 史料2―②によれば、高拔は九郎右衛門・十郎左衛門の所持地を中心に、さらに小前百姓の所持地や村惣作地の讓渡の際にもしばしばおこなわれた。

以下に掲げる天保七年に松橋村上組九重郎（十郎左衛門の子）が四郎兵衛宛におこなった報告によれば、小前百姓や入作百姓（越石之者）が松橋村上組の地所を讓渡する際に九郎右衛門・十郎左衛門は畝潰高拔をした証文を作成し奥印に及び、買主からの金子のうち畝潰高拔した高反別の割合の分を引き取り、残金を売主（讓人）に渡すという行爲をした

豪農経営と地域編成（二三） ― 全国市場との関係をふまえて ― 岩田

とある。

〔参考史料二〕

先祖九郎右衛門代々引統親十郎左衛門代迄名主動役中、持高之分畝抜いたし所々へ讓渡、猶又小前越石之者共地所讓渡シ候砌ハ多畝ヲ引揚、小畝ヲ以及奥印ニ為讓渡、則引揚之高反別割合ヲ以金子引取、残金之分讓人へ相渡

(54) 『山形市史編集資料』第4号（山形市史編集委員会、一九六七年、七八頁、八八頁）。

(55) 「地上ケ」は①〜④を基本として、さらに⑤松橋村上組の小前百姓が所持している高拔地についてその小前百姓から「地上ケ」の願いがあれば、やはり古証文表本金（元金）と引き換えに買請ける、⑥高拔地の所持者が追高を認めてその田畑を所持し続けたいと願う場合は、高拔以前の地面相当の本来の高反別を記した改証文（松橋村上組名主が発行）を受け取り本来の年貢負担をおこなうことを条件に認める、を補足的な内容とした。⑥は居村・他村の一三名に対して実行され、改証文も作成されたことが確認できる。

(56) 忠左衛門・市郎兵衛宛の讓渡証文の例を以下に掲げる。

〔参考史料三〕

讓渡申出作畑之事

豆田屋敷惣助分 御百姓兼ハ、藤方ニ而相勤可申候

一 畑式畝拾七歩 高式斗五升七合

此取米壹斗五升壹合

前書之通高反別相違無御座候、以上

外ニ增高之畝歩地所無之候

松橋村

右は我等持来候松橋村上組御高内、由緒を以前書反別古証文相添讓渡、

同日

名主

為証拠本金拾三兩只今慥ニ請取貴殿へ讓渡候処衷正明白ニ御座候、然

四郎兵衛 印

ル上は当辰秋夕御年貢諸役錢松橋村上組郷御蔵へ御上納被成、全御支

同村

配可被成候、右畑ニ付自他故障無御座候、若万一如何様之儀御座候共

組頭

加印之者一同何方迄も罷出急度申披、貴殿へ聊御苦勞御損相掛申間敷

太郎兵衛 印

候、為後拠証田地讓渡加判証文仍而如件

畑讓渡人

天保三辰年

北口村

また、参考史料三と同じ地所につき、立附証文・扣作証文が北口村久助差出、忠左衛門・市郎兵衛宛名で作成されている。

二月

久助 印

五人組惣代

組頭

付表Bは現在確認できた忠左衛門・市郎兵衛宛の讓渡証文の一覽である。添証文として古証文類（讓渡証文・立附証文・扣作証文）が付されたことも確認できる。

小泉村

祐助 印

(57) 史料2―②に「都合金五百兩余」とあるのは、このI段階に地上げするに際して堀米家が支払った地所代金の合計である（表20の証文金の合計欄とほぼ一致する）。

名主

忠左衛門殿

(58) 史料3と同時期に、同史料に書き上げられた村組の村役人が自己の組

楯西村

市郎兵衛殿

下の百姓からの地上げについて、地所改めに立会い、たとえ高抜の地所が不明確な場合でも立附証文通りの立附米相当の地所を引き渡すとする

一札を忠左衛門・市郎兵衛宛に提出していることが確認できる。I段階

付表B 天保3年(1832) 2月の郡中惣代・郷宿宛の譲渡証文一覧(残存するもの)

年	月	差出人	宛名人	文書名	筆数	反別	石高	地代金	添証文(明記・確認されるもの)
天保3年(1832)	2月	新町村伝兵衛	小泉村名主忠左衛門 楯西村 市郎兵衛	譲渡申田地之事	4	町反敬歩 0.3.2.11	石・斗升合 3.068 *1	本金26.20	古証文相添 立附証文(13俵150) 四郎兵衛宛
天保3年(1832)	2月	新町村平吉	小泉村名主忠左衛門 楯西村郷宿市郎兵衛	譲渡申田地之事	4	0.1.6.28	5.236	本金58.02	古証文4通相添
天保3年(1832)	2月	新町村平太郎	小泉村名主忠左衛門 楯西村郷宿市郎兵衛	譲渡申田地之事	2	0.1.9.11	6.197	本金32.00	古証文相添
天保3年(1832)	2月	新町村源次郎	小泉村名主忠左衛門 楯西村郷宿市郎兵衛	譲渡申田地之事	2	0.2.8.27	4.488	本金21.00	古証文相添
天保3年(1832)	2月	新町村久右衛門	小泉村名主忠左衛門 楯西村 市郎兵衛	譲渡申田地之事	5	0.3.1.09	6.065	本金75.00	古証文4枚相添
天保3年(1832)	2月	高岡村平七	小泉村名主忠左衛門 楯西村郷宿市郎兵衛	譲渡申畑之事	1	0.0.0.12	0.036	本金4.20	古証文1枚相添
天保3年(1832)	2月	高岡村利八	小泉村名主忠左衛門 楯西村郷宿市郎兵衛	譲渡申畑之事	2	0.2.2.18	0.678	本金8.10	古証文2通(譲渡1・立附1)相添
天保3年(1832)	2月	高岡村八兵衛	小泉村名主忠左衛門 楯西村郷宿市郎兵衛	譲渡申畑之事	2	0.3.8.06	1.212	本金20.00	古証文相添
天保3年(1832)	2月	前小路村長治郎	小泉村名主忠左衛門 楯西村 市郎兵衛	譲渡申田地之事	2	0.0.1.29	0.603	本金10.20	古証文2枚(譲渡2)相添
天保3年(1832)	2月	大町村長吉	小泉村名主忠左衛門 楯西村 市郎兵衛	譲渡申田地之事	1	0.2.2.24	6.612	本金35.20	古証文相添
天保3年(1832)	2月	北口村与左衛門	小泉村名主忠左衛門 楯西村 市郎兵衛	譲渡申田地之事	2	0.1.0.15	1.680 *1	本金20.30	古証文相添／与左衛門・久助地方絵図 立附証文 忠左衛門ら宛
天保3年(1832)	2月	北口村久助	小泉村名主忠左衛門 楯西村 市郎兵衛	譲渡申出作畑之事	1	0.0.2.17	0.257	本金13.00	古証文相添／立附証文(6俵)・扣申証 文之事(子作) 忠左衛門ら宛
合	計				28	2.2.7.27	36.132	325.02	

典拠) 堀米四郎兵衛家文書。

補注) \*1 この石高のみは川欠引分を除いた数値である。その他は反別・石高ともに川欠引分を含む。  
\*2 小泉村名主忠左衛門は当時、池田仙九郎代官所兼河江附郡中惣代兼帯である。

においては、郡中惣代・郷宿―各村役人の系列が全面的に機能し「地上ケ」が実施されたことがわかる。

(59) 四郎兵衛宛の揚地証文の例を以下に掲げる。

〔参考史料四〕

田畑揚地証文之事

高船 一 上田式畝五歩

讀主 太郎兵衛

此高六斗九升三合

此立附米八俵壹斗

此金拾九兩也

袴さし 一 中田壹畝貳拾歩

讀主 金 助

此高四斗八升貳合

此立附米七俵也

此金拾四兩貳分也

千枚千短 一 中田壹畝六歩

讀主 小 助

此高三斗四升八合

此立附米貳俵貳斗

此金六兩貳朱也

古沢川 一 中田壹歩

讀主 武 助

此高壹升

此立附米三升

此金壹分也

れいと 一 中田壹畝拾六歩

此高四斗四升五合

此立附米三俵壹斗五升

此金九兩壹分也

水押 一 下田式畝貳拾歩

讀主 与左衛門

此高七斗四升六合五勺

同所 一 下々田壹反六畝拾四歩

此高四石壹斗壹升七合

右式筆立附米拾俵也

やふこ 一 下々畑壹畝歩

此高六升

此立附 米 壹俵壹斗五升

大豆壹俵壹斗五升

此金貳拾兩也

證文數六通

此金高六拾九兩貳朱也

右は其村御高辻之内前書之田畑私方ニ而所持罷在候所、其村先前名主  
夕引続先名主代ニ至迄田畑畝潰し或は高拔等いたし、奥印差出、私ニ  
不限所々へ質流地ニ致置候由ニ而其村限りニ而弁納いたし候而は際限



も無之、往々亡村ニも可相成旨ニ而今般高反別取調被成、寒河江 御役所へ出訴被成候ニ付、夫々御呼出委御糺之上負高之儀追々御利解中、同所郷宿市郎兵衛殿取斗ヲ以、古証文表本金ヲ以地所揚地ニ致候積、熟談納得仕、前書之本金六拾九両弍朱也只今慥ニ受取、右田畑揚地ニ相渡し申所実正ニ御座候、尤負高之分貴殿方ニ而御引受、御勝手次第進退可被成候、然ル上は右田畑ニ付当人は不及申、他方何之構無御座候、若万一彼是申懸候もの有之候ハ、加判人何方迄も罷出、急度埒明ケ貴殿へ少も御苦勞相懸申間敷候、為後證古證文相添田畑揚地ニ相渡金子受取証文仍而如件

天保三辰年十二月

沢畑 権 内 印

親類証人

権次郎 印

五人組

新 蔵 印

寒河江郷宿

取斗人

市郎兵衛 印

松橋村上組

四郎兵衛殿

上工藤小路村要害組（枝郷沢畑）の豪農阿部権内が四郎兵衛に宛てた揚地証文である。取斗人として寒河江郷宿市郎兵衛が連署印している。権内に高拔地を譲渡した讓主六名（松橋村上組太郎兵衛など）の名前も書き上げられている。添付の古証文から、讓主より権内への高拔地の譲渡年代を調査すると天明七年〜文政八年であることが判明する。これら讓主のうちには九郎右衛門・十郎左衛門の名は見えないが、表21に一覽にした別の揚地証文の讓主（前地主名）には両人の名が確認できる。

参考史料四と同時に権内差出・四郎兵衛宛名の「田畑立附小作共相渡申證文之事」が作成され、一二人の小作人との立附関係も丸ごと堀米家に譲渡されたことがあきらかとなる。この証文にも寒河江郷宿市郎兵衛が立会人として連署している。

付表Cは残存する四郎兵衛宛の揚地証文の一覽である。Ⅰ段階と同様に、添証文として古証文類が付されたことが確認できる。同表から、Ⅱ段階で堀米家が支払った地所代金の合計は確認されるだけでも三八五兩余にのぼることがわかる。表20から確認されるⅠ段階の地所代金は五四一兩余であるので、堀米家はⅠ・Ⅱ段階を通じて少なくとも九二七兩以上の資金を地上げに投下していることが判明する。

(60) 天保五〜七年頃の書上と推察される史料によれば、「地上ヶ」による松橋村上組の石高所持構成は付表Dのようになった。堀米家の居村所持高は文政末年時点で一一八石余であったのが、「地上ヶ」の結果四七八石

付表C 天保3年(1832) 閏11月以降の四郎兵衛宛の田畑揚地証文一覧(残存するもの)

年	月	差出人	宛名人	文書名	筆数	反別	石高	地代金	立附米高	添証文(明記・確認されるもの)
天保3年(1832)	閏11月	工藤小路村 半左衛門	松橋村上組四郎兵衛	田畑揚地証文之事	12	町反畝 0.9.5.03	石斗升合 27.920	両分朱 本金151.32	立附米89俵300	古証文相添(9通) / 田畑立附米小作 共相渡申証文之事(小作人10人)
天保3年(1832)	閏11月	根岸村亀之助	沢畑村四郎兵衛	御田地揚地証文之事	3	0.0.9.17	3.024	本金28.20	立附米16俵150	
天保3年(1832)	12月	工藤小路村沢畑 阿部権内	松橋村上組四郎兵衛	田畑揚地証文之事	8	0.2.6.22	6.9015	本金69.02	立附米33俵380	古証文相添(6通) / 田畑立附小作共 相渡申証文之事(小作人12人)
天保4年(1833)	2月	松橋村左兵衛	松橋村枝郷沢畑村 四郎兵衛	田所揚地証文之事	2	0.0.6.10	1.836	本金22.00 銀5匁	立附米10俵200	古証文相添(2通)
天保4年(1833)	2月	水押村三五郎	松橋村四郎兵衛	田畑揚地証文之事	3	0.0.4.21	0.316	元金23.00	立附米8俵	古証文相添
天保4年(1833)	4月	新町村善兵衛	松橋村四郎兵衛	田畑揚地証文之事	8	0.7.7.21	21.876	元金39.00	立附米40俵180	古証文相添(3通)
天保4年(1833)	5月	荒町村利三郎	松橋村上組四郎兵衛	田畑揚地証文之事	1	0.0.0.03	0.029	元金2.00	立附米0俵250	
天保5年(1834)	7月	藤助新田村 弥三郎代伝吉	松橋村枝郷沢畑村 四郎兵衛	畑揚地証文之事	4	0.1.1.00	0.810	取金12.20	立附米7俵120	
天保7年(1836)	5月	工藤小路村 治郎兵衛	松橋村四郎兵衛	田地揚地証文之事	2	0.0.7.02	2.049	本金8.12 錢200文	立附米5俵200	
合	計				51	2.3.8.09	64.7615	金385.20 銀5匁・錢200文	231俵185	

典拠) 堀米四郎兵衛家文書。  
補注) \*1 反別・石高は川欠引分を含む。

付表D 「地上ヶ」による松橋村上組の石高所持構成

	石・斗・升合
村々小前持高分*1	185.490
村々追高引受分*2	6.427
無地弁納高*3	29.146
小計 I	221.063
-----	
四郎兵衛持高分	
うち 以前より持高*4	118.570
村々引受分*5	168.096
残高引受分*6	122.210
巴川欠高*7	70.000余
小計 II	478.876
合計 (I + II)	699.939余*8

典拠)堀米四郎兵衛家文書。  
 \*1 居村小前・入作百姓が以前より所持している石高。  
 \*2 高抜地のうち地上げせずに居村小前・入作百姓(合計13名)が追高を引き受けた地所の石高。  
 \*3 高抜地一件の以前より地所不明の石高で年貢を村方で弁納している分。  
 \*4 文政末年時点での堀米家の持高。  
 \*5 地上げなどで村々より買受けた地所の証文高。  
 \*6 地上げにより村々より買受けた高抜地の石高。地所不明なままの空高で堀米家が年貢負担を引き受けた分を一部含む。  
 \*7 天保4年洪水で川欠地となった地所の石高。  
 \*8 村高730石526よりやや少ない。史料のままである。

(62) 天保四年八月に組頭三徳は「松橋村上組百姓三拾七人惣代」として幕府勘定奉行に駕籠訴をおこなった。三七人は同村百姓の約半数に相当すも少なからず所持していること、などが注目される。

余となり三六〇石の増加をみていることがわかる。

(61) 付表Eに、弘化元年(一八四四)の松橋村上組における堀米家の所持地目別石高構成を示した。①同村全体の川欠地の九六・七%に相当する一六四石余の川欠地を同家が所持していること、②同家が田地を中心に土地集積を果たしていること(同家の所持地石高の九四・〇%が田地〔川欠地を含む〕であり、この比率は田勝ちである同村の村高に占める田地比率九〇・五%をも上回る高率である)、③同家は低年貢の起返地も少なからず所持していること、などが注目される。

るが、その基盤や動向の詳細は現在のところ史料の制約からあきらかでない。天保七年一〇月に以下の済口証文により最終的に決着した。

〔参考史料五〕

差上申済口証文之事

当御支配所松橋村三徳方同村名主四郎兵衛へ懸り於江戸表御駕籠訴申上候右村高田地一件其外川欠并空高村方弁納仕候趣三徳申立候二付、四郎兵衛右始末書差上候様被仰付同人方始末書奉差上候處、三徳并名主四郎兵衛村役人差添、一同柴橋御役所へ御呼出、郡中惣代忠左衛門并郷宿市郎兵衛為御立会御糺之上、三徳申立候右廉々取調、三徳承服いたし候様忠左衛門方可申論旨被仰渡、三徳訴状四郎兵衛始末書とも忠左衛門へ御下ヶ、三徳四郎兵衛儀も寒河江郷宿迄御下ヶ取調之上可申上旨被仰渡、一同承知奉畏、早速寒河江会所ニおいて追々取調候處、空高百式拾八石六斗三升七合之内、高六石四斗式升七合は西里村入作所持高之ものへ引請ニ相成、残高百式拾式石式斗壹升之分は、四郎兵衛所持高田畑并東根附尾花沢附新庄領入作之小前所持之田畑古証文表本金ニ而右忠左衛門市郎兵衛取斗を以名主四郎兵衛へ為引請其外村方小前所持高之内本金ニ而為引請候分とも田畑惣高へ割合、四郎兵衛へ為引請、村高七百三拾石五斗式升六合之内、四郎兵衛当時所持高五百拾六石七斗壹升三合、外村方小前所持高他村入作之小前所持高共、都合七百三拾石五斗式升六合ニ相成、依之空高之分は勿論村方弁納ニ相

付表E 弘化元年（1844）松橋村上組における堀米四郎兵衛家の所持地目別石高構成と年貢負担

地目	所持石高	年貢高	年貢率
	石・斗升合	石・斗升合	%
屋敷地	5.093	---	
田地			
うち 本免地	252.185	57.4888	22.8
文政12年起返地	15.744	1.5000	9.5
天保14年起返地	20.276	2.0276	1.0
新田地	2.236	0.5387	2.4
川欠地	164.680	0.0000	0.0
本畑地	21.047	---	
新畑地	2.886	---	
合計Ⅰ（全体）	484.147	---	--
合計Ⅱ（川欠地を除く田地）	290.441	61.5551	21.2
合計Ⅲ（川欠地を含む田地）	455.121	61.5551	13.5

典拠）天保15年「辰御年貢取調書入」「御年貢取立帳」（堀米四郎兵衛家文書）。

補注）\*1 --- は史料制約から不明の数値を示す。

\*2 田地の川欠地164石余は松橋村上組全体の川欠地170石363の96.7%を占める。

\*3 年貢率=年貢高÷所持石高。村山郡の石高は擬制的なもので石盛が高く設定されている。本表の年貢率は実態としての年貢率ではなく参考値にとどまる。

成候分聊無御座、悉ク取調、三徳無申分承服仕、全含違ニ而申立三徳  
 奉恐入候  
 一、名主四郎兵衛所持高之内、川欠ニ無之場所川欠候趣ニ申立、御年貢  
 引等仕、且又押領仕候段三徳申上候得共、全左ニ無御座、去ル巳年之  
 義は春中より霖雨降続、川々度々之出水之上、同六月中大雨ニ而最上  
 川通は勿論、其外川々近年竟無御座大洪水ニ而川附村々工藤小路村松  
 橋村御田畑川欠石砂入御損地多分出候候ニ付、早速御届奉申上反別取  
 調御見分奉願上候處、御役所方御出役被成御越、工藤小路村両組松橋  
 村両組御損地場所悉ク御見分之上、石砂入之分手入行届候分は御嚴重  
 御利解ニ而被成御除、全ク川欠之分其外石置ニ而後年手入不相成分反  
 別御取調之上御損地引御下知済被仰渡候儀ニ御座候處、三徳如何心得  
 右様申上候哉、今般御割附表ヲ以巳年御損地之場所反別取調候処聊相  
 違無御座儀ニ而、全三徳心得違ヲ以申上奉恐入、右川欠之儀ニ付重而  
 可申上様無御座候  
 一、三徳儀先名主重郎左衛門方新宿八兵衛分之内、上田壹畝拾五歩此  
 高四斗八升立附米壹俵斗五升、同所中田三貳式拾歩此立附米三俵半  
 取置候處、四郎兵衛儀三徳へは不申聞地所替等仕、役威ヲ以私欲押領  
 いたし候趣ニ申上候得共、全左ニ無御座、重郎左衛門三徳儀は先年方  
 懇意之間柄ニ而金錢借貸差引有之、其外三徳方重郎左衛門へ可納年貢  
 米有之右不納分へ郷宿市郎兵衛取扱ヲ以差引ニ相成、右上田壹畝拾五

歩同所中田三畝廿歩二口地所重郎左衛門へ請戻し同人方四郎兵衛方へ  
質流地ニ相渡候儀ニ御座候得共、外三徳所持之地所も都合八筆ニ而高  
三石三斗五升三合右立附米都合拾五俵式斗六升五合之地所金式拾九兩  
式朱ニ而去ル巳年九月中三徳より四郎兵衛方へ質流地ニ相渡、当時無  
高同様ニ而相続方出来兼難儀至極仕候ニ付、忠左衛門方四郎兵衛へ厚  
利解申聞、郷宿市郎兵衛善蔵取扱ヲ以、右質流地ニ四郎兵衛へ相渡候  
地所本金式拾九兩式朱之内三徳方当金拾兩為差出、外金拾九兩式朱は  
忠左衛門当分立替具、都合金式拾九兩式朱四郎兵衛へ相渡、右地所高  
三石三斗五升三合此立附合米拾五俵式斗六升五合之地所不殘三徳へ為  
請返、同人右御田地相続仕候様相成、双方納得之上聊無申分和融内濟  
仕候、然ル上は右田地一件は勿論、其外村高調川欠申立候儀は前書申  
上候通三徳全心得違ニ而申立候儀ニ付一言之申上方無御座奉恐入重而  
願筋無御座候  
御威光を以一件内濟相整、一同難有仕合ニ奉存候、依之双方并取扱人  
連印済口証文差上申處如件

天保七年十月

松橋村  
願人  
三 徳  
同村名主  
相手

四郎兵衛

同村

百姓代

新三郎

扱人

楯西村郷宿

善 蔵

同断

市郎兵衛

添田一郎次様

御 役 所

前書之通三徳承服仕、双方納得之上和融内濟仕候ニ付、奥書印形差上  
申候、以上

郡中惣代

忠左衛門

右は今般村高之内空高之分於御会所立会取調候処、百式拾八石六斗七  
合之内村方小前并他村入作小前へ六石四斗式升七合引受ニ相成、残高

百式拾式石式斗壹升貴殿御持高田畑へ御引受二而都合五百拾六石七斗  
壹升三合之御持高二相成、其外村方小前持高并他村入作持高之外、  
先々無地高式拾九石壹斗四升六合は惣村高割を以村方引請、都合高  
七百三拾石五斗二升六合二而高掛り物は割合候事二取調、尤御年貢米  
永は御損地諸引残生田畑高を以割合候事二付、聊申分無御座候、其外  
川欠之分は勿論、地所一件之義も前書之通私方二而含違も有之、且私  
方貴殿へ質地ニ相渡候田畑高三石三斗五升三合右立附米都合拾五俵二  
斗六升五合之地所本金を以今般請戻し御田地相続仕候上は、前書之通  
貴殿へ対し都而申分無御座候、依之奥書印形いたし差出候処如件

松橋村

天保七申年十月

三 徳 印

同村

立会親類

百姓代

新三郎 印

名主

四郎兵衛殿

前書濟口之写并三徳新三郎奥書印形拙者共立会相違無之候、以上

右扱人

市郎兵衛 印

同断

善 蔵 印

この史料からあきらかなように、郡中惣代忠左衛門・郷宿市郎兵衛は  
代官所における吟味に終始関与し、寒河江郡中会所を拠点に取調べと三  
徳の説得をおこなった。また、「無高同様」の経済状況に陥っていた三  
徳に対して忠左衛門が、かつて三徳から四郎兵衛へ流質地となった田畑  
を三徳に請戻させるために資金を立て替えたことも判明し注目される。

この措置は願人の生活保障とともに願人が訴願を取り下げ環境を間違  
いなくつくった。同年九月に郡中惣代・郷宿は四郎兵衛が提出した始末  
書に奥書印形し堀米家の主張が正しいことを代官に報告していたが、翌  
月のこの濟口証文の内容は全く四郎兵衛の始末書と同じである。三徳が  
指摘した「川欠ニ無之場所川欠候趣ニ申立」という四郎兵衛所持の耕作  
実態のある川欠地の問題については不問に付されたことがあきらかであ  
る。郡中惣代・郷宿が訴訟の取調べ・説得および願人の経済生活の両面  
に深く関わり、堀米家の主張通りに訴訟の吟味をおこない、取り下げに  
役割を果たしたことが指摘できる。

(63) 明治大学刑事事博物館所蔵出羽国村山郡北口村・新町村文書。

(64) 「地上ケ」が堀米家のイニシアチヴによるものであることは、そのII

段階において郡中惣代を介在させず（郷宿の協力のもとに）四郎兵衛宛の場地証文による直接的な地上げが実施されたことに顕著にあらわれている。表20および付表B・C・Dを比較検討すると、Ⅱ段階における地上げはⅠ段階に劣らない規模で実現されたと推察できる。この点に、周辺地域に対する大規模豪農堀米家のヘゲモニーの大きさを指摘することができる。

(65) 例えば、①片谷地村（山形藩領）では、他の五ヶ村の入作百姓が所持している片谷地村の田畑（高拔地二八三石を含む）を、山形藩から一五〇〇両を借りて買い戻している。安政三年（一八五六）に入作百姓に一〇年季質地で片谷地村に質入れさせ、慶応三年（一八六六）に質流れの形をとって地所の返還に成功している（長井政太郎・工藤定雄「近世に於ける地主の發達」〔『山形大学紀要（人文科学）』第四号、一九五二年〕、長井政太郎「土地売買に関する一研究」〔『歴史の研究』第六号、一九五八年〕）。

②日和田村（幕領）では、同村名主次郎兵衛が困窮化し他村・居村の百姓に高拔質地入↓質流地を繰り返し、累積一九六石余の高拔地が生じ年貢弁納に行き詰まった。そのため、嘉永六年（一八五三）に次郎兵衛家は、地主（高拔所持者）に年貢の追高を引き受けるか、古証文表元金で地所返還するか、を求める訴願を柴橋代官所へ訴願したが、地主は両方式とも拒否した。安政四年に再び次郎兵衛家は訴願をし、翌五年末、

六年（一八五九）にようやく地主二九人に立附米・証文高の両方を基準に年貢の追高を割当る方式で決着となり、地主は地所を所持し続けることになったことが確認できる（堀米四郎兵衛家文書）。

なお、②について付言すれば、地主（高拔所持者）は松橋村上組堀米四郎兵衛〔二二四五俵〕・堀米直藏〔七四八俵〕、上工藤小路村阿部権

明治六年（嘉永六年）以下同し

内〔二三八六俵〕・宇井半左衛門〔二二三七俵〕、西里村逸見庄左衛門〔六八九俵〕・本木林兵衛〔二〇三三俵〕ら近隣の主だった大規模豪農・中小豪農が多く、日和田村はいわば近隣豪農層の高拔地集積の拠点と化していたといえる。堀米四郎兵衛はこれら他村地主側の訴訟の惣代として一貫してこの日和田村一件に対応しており、最初の嘉永六年の訴訟の際には堀米家は米沢村工藤八之助とともに取斗人となり早期決着を退け、その後も次郎兵衛家の隠田畑の摘発などをしながら追高の確定に時間をかけた。結局追高を地主一同認めるがその決定までに六年を費やさせている。ここでは堀米家は高拔による地主作徳の維持を求める他村地主層の代表として行動していることがあきらかである。

(66) また天保四年一月〜同五年七月にも、村役人として松橋村困窮小前の飯米確保を地主作徳米の提供によりおこなうことを決め、堀米四郎兵衛が合計施粥米一〇俵二斗・施米三俵一斗七升、左兵衛（支配人）が合計施米二斗四升、をこの間に逐次、村民に施している。

(67) 天保八年二月二五日〜八月二二日の期間に、宇沢畑・松橋・根岸

(際)・桜町・西小路・吉田に居住の三八戸に対して、のべ販売回数二九  
九回にわたって米穀合計七石五斗二升一合(三斗六升入俵で二一俵弱)  
を安売りしている。所持高二石未満、無高の下層民が多く、堀米家の地  
借・小作人を含む。期間を通じて米一升〇文よりさらに安い)で安売りし、五  
郡中会所の安米売値段一升〇文よりさらに安い)で安売りし、五  
戸に対しては代銭免除の措置をとっていることが確認できる(天保五年  
「日記帳」)。

(68) 例えば、天保三年三月に吉田村字笹川に設置した置初蔵では一六戸の  
小作人に合計初二七俵半を貸し出している。

(69) 宮崎勝美「天明期羽州村山郡幕領の石代納闘争と惣代名主制」(『日本  
近世史論叢』下巻、吉川弘文館、一九八四年)、梅津保一「羽州村山郡  
における『郡中議定』について」(『山形近代史研究』第一号、一九六七  
年)。

(70) 谷地郷中組合村については、『河北町の歴史』上巻(前掲注(10)、三  
三三〜三三七頁)。天保二年(一八三二)「郷中取締議定書之事」によれ  
ば、行司順番月割・防火・無宿悪党取締・年貢小作料納方・高拔質地禁  
止・酒狂理不尽および出入取扱方について規定し組合村々による諸入用  
割が約定されている。

(71) 河北町立中央図書館所蔵堀米則吉家(別荘)文書。なお、史料4の文  
中にある「地頭」とは、東北地方では地主のことをさす。

(72) 前掲注(63)北口村・新町村文書。

(73) 九郎右衛門(細矢姓)とは、先述した松橋村上組の高拔地一件の原因  
となる高拔譲渡を開始した同村の先々名主である。天保期には小高の百  
姓に没落していた。

(74) 郷中議定案(原案)づくりの背景には、谷地郷における郡中惣代・最  
寄惣代経験者などの動向の存在も推察される。先述した九郎右衛門宅が  
谷地郷名主庄屋寄合の会場となったのは、同家が天明四年石代納願運  
動を担った最寄惣代であり、また翌五年郡中議定を締結・署名した尾花  
沢附郡中惣代(宮崎前掲注(69)論文、一一九頁)となった経験をもつ  
旧家であったからと推察される。大町村名主(柴田)弥之助も、寒河江  
郷宿とともに日頃谷地郷の喧嘩出入の仲裁を依頼される仲人的存在で  
あり、翌天保五年には東根附郡中村々に依頼されて代官所手代とともに  
越後水原へ買米に赴くなどの活躍をした名望家である。また、新町村名  
主(高橋)内蔵介も天保二年郡中議定を締結・署名した尾花沢附郡中  
惣代の経験をもつ家であった。

(75) 表8-3の「谷地村々その他」に含めた者を含めて名前を挙げると、  
大町村上組名主弥之助・同村下組名主利兵衛・荒町村名主五郎左衛門・  
新町村高岡組名主七郎兵衛・松橋村下組名主藤兵衛・北口村庄屋義七  
郎・下工藤小路村庄屋治右衛門、が文政〜天保期に堀米家から貸金を受  
けていたことが確認できる。



(76) 堀米家は同じ寒河江附の松橋村下組名主藤兵衛・(上)工藤小路村元

組名主半左衛門・同村要害組名主八兵衛・荒町村名主五郎右衛門を糾合して反対派を形成し、九月一・一五日に月番行事が開催した谷地郷名主庄屋寄合を「評議区々」意見対立の状況に追込んでいた。また、二五日の月番行事の議定原案の打診に対しては、寒河江附村々名主・地主・小作人の評議を開催し、議定原案への調印の拒否と掛紙による修正案を決定し、月番行事に返答している。その結果、一〇月六日の「議定破レ」議定不成立となった経緯を指摘できる。

なお、その後の経緯を補足すると、一〇月以降月番行事の任を解かれた内蔵介・弥之助は郷中議定づくりのイニシアチヴを再掌握し議定締結をなお模索するために、一二月末に尾花沢代官所に「谷地郷議定掛紙一件」(議定案に対する堀米家の反対・掛紙による修正案の提出により議定不締結となっている事態)を報告し郷中議定の締結を願う訴願書を提出したことが確認できる。尾花沢代官所から寒河江代官所へ掛合があり、同代官所へ召喚された四郎兵衛をはじめ谷地郷の寒河江附名主五名は、連名で一二月二日に返答書を差し出している。「地主小作私共一統評議」して議定書への連印の拒否を決定した経緯を報告した上で「右儀定書へ掛紙仕候通ニ無之候而は私共取斗も行届兼候間、右掛紙之趣ヲ以評議いたし呉候様仕度奉存候」と述べ、議定原案への反対と掛紙による修正案を繰り返し主張した。その結果、郷中議定案は代官所の取り上げる

ところとはならず議定は実現されずに終わったことが確認できる(前掲注

(63)北口村・新町村文書、前掲注(71)堀米則吉家文書。

高拔地一件からあきらかなように、この時期堀米家は寒河江代官所の在地施策・紛争解決に対しても影響力を行使しうる存在となっており、代官所レベルに舞台を移した郷中議定案の審議においても内蔵介らの議定締結要求を退けるヘゲモニーを発揮したととらえられる。

(77) 堀米家の小作管理機構の二重の性格については、第I章第1節・論点

Cを参照。なお、村ぐるみで小作人一統の不納運動が展開した吉田村の堀米家小作支配人は同村の村役関係者(組頭・郷蔵方)であり(同家小作支配人の類型基準Iのうち少ない(α)のタイプ)、非村役の小作支配人のタイプ(β)と比較して村共同体の規定性を強く受ける立場にあったことが指摘できる。

なお、天保凶作期の堀米家の小作管理の実態について一、二の指摘をおこないたい。まず、表6-1から天保七年(一八三六)の松橋村上組の所持地における堀米家小作人の立附米納入実態があきらかとなる。凶作を考慮し堀米家はほぼ半数の小作人に対して半毛の立下げ措置を講じている。不納高を持つ小作人が多い全体的な結果のなかで、注目されるのは立下げ措置を受けなかった小作人のうち一名が皆済していることである。このことは、堀米家が小作実態(個々の小作地の豊凶、小作人の負担能力など)を個別に精査し、立下げ措置などをきめ細かく決定し

ていたことを示す。天保四年の谷地郷中議定案の①でとりあげられた、小作人による「村内並方杯と申一統之割引」（「均し検見引」）の要求に屈することなく、坪検見による実状把握をおこなう小作管理を実施していたことが窺われる。表6-1・2から天保期に堀米家が小作人再編を實行したことを先に指摘したが、堀米家はまず小作実態の個別精査による立下げ措置を個々の小作人毎にきめ細かく実施し、その納入結果をふまえて皆不納者を中心に小作地取上げをおこなう小作人再編を実施したことがあきらかとなる。こうした小作管理業務は直接は小作支配人が担当していた。

つぎに、表23から天保四年の新町村における地主小作間の係争関係があきらかとなる。新町村に所持地をもつ多くの居村地主・他村地主と小作人の間で係争が生じ、地主小作の双方から同村名主の内蔵介に仲介・調整を依頼したことが詳細にわかるが、新町村にも所持地をもつ堀米家と小作人の間の係争は表23には一切登場していない点が注目される。これは、堀米家と小作人との間の小作検見などをめぐる係争が新町村村役人（内蔵介）に持ち込まれることなく、堀米家―小作支配人―小作人の関係のなかで処理されたことを示している。所持地のある村役人の仲介機能に依存する度合の少ない堀米家の小作管理の特徴が窺える事実である。

先述したように、堀米家の小作支配人は小作管理のみならず、自己の

管轄小作地と重複する領域で金融の口入人・干花集荷人としても活動していた点に特徴があり、こうした諸機能が全体として小作支配を有利に進める基盤となっていたことが指摘できる。

(78) 前掲注(44) 藻鯨亭文庫所蔵。

(79) 泰平講結成の大きな歴史的前提には、本文で指摘したように、村・組合村が地主・小作人間のヘゲモニー対立・せめぎ合いの場となり小作支配に活用しにくくなったことに対して豪農層の独自機構の設立が求められた情勢がある。また、泰平講結成が文久元年におこなわれた直接的契機は、史料5にも言及された万延元年（一八六〇）の騒動（最上川東地域で六月に起きた打ちこわしや谷地郷などで九月に起きた安米売り・小作検見引を要求する屯集・不穏など）に求められる。このため、泰平講員となる一六名の豪農はまず万延元年一月に福栄講なる地主講を緊急に設立し田方引方など当面の対策を議定するとともに、地主講の本格的整備をはかるために翌文久元年秋に地主会合を催すことを約定している（『河北町の歴史』上巻〔前掲注(10)、七八四頁〕）。福栄講を発展的に改組した泰平講は文久元年以降明治九年（一八七六）まで、毎年八月―二月の間に講中評議の会合を開催し、田畑夏秋の豊凶、小作年貢取立方および検見引方について評議し（例えば、慶応二年の場合「当寅田方不同二付見分之上、上中下等三段二見立、上毛色は無検見、中毛五分、下は老割引方いたし可申」と評決）、講の眼目とした小作人の「ならし毛

見引」要求に屈しない地主側の統一的な対応方針を逐次決定し、実際に機能している。評決を破り勝手な検見引を実施した地主からは罰金を取り立てる決議もあげ、実効を期している（「泰平講年々評儀決定留」、前掲注(44) 藻鯨亭文庫所蔵）。

従来の研究史においては、泰平講は貧窮下層民ないし半プロレタリア層の一揆・騒動に対する地主豪農の戦線統一として位置づけられ、またその設立の必然性を豪農―半プロの階層分解・対立からストレートに論じる傾向にあった（渡辺信夫「幕末の農兵と農民一揆」『歴史』第一八輯、一九五九年〔同〕『近世東北地域史の研究』清文堂、二〇〇二年、に収録）、青木前掲注(12)論文、など）。しかし、これら先行研究においては泰平講が均し検見引の禁止を最大の眼目としたことに着目せず、本稿であきらかにした、均し検見引の背景にある村共同体の小作人運動の基盤化の事態や組合村運営における地主・小作人間のヘゲモニー争い・せめぎ合いの進展といった諸動向を含めた泰平講結成の歴史的必然性を指摘するには至っていなかった。本稿は、ある意味では村・組合村運営における小作人などの対抗的ヘゲモニーの浸透度を高く評価する立場にあるが、村山郡の豪農の小作支配にとつて村・組合村は活用しにくい存在となりつつあったとする観点を入れないと地主講設立の地域政治過程を総的に論じることができないとする立場にたつ。この点、問題提起をしたい。

（付記）本稿は、二〇〇一年度歴史学研究会大会近世史部会報告「豪農経営と地域編成―全国市場との関係をふまえて―」をもとに成稿したものである（前々号より連載）。この報告については、既に『歴史学研究』第七五五号（二〇〇一年一〇月増刊）に発表したが、ここでは紙幅の制約から大会当日レジュメの図表三〇点と参考文献を割愛し報告本文も削減・要約せざるをえなかった。そこで本稿は、前稿でおこなった割愛・削減・要約部分を復元し、注を加筆したものである。

なお、本稿とは別に、岩田浩太郎「豪農堀米家の経営と相続（一）（二）」『西村山地域史の研究』第一九号、二〇〇一年、『西村山地域史研究会二十周年記念論集 西村山の歴史と文化Ⅳ』西村山地域史研究会、二〇〇二年）を発表した。そこでは、堀米四郎兵衛家の代替り・遺産相続を主な素材として、天保―嘉永期の堀米家をめぐる本家―分家、本家と親類・後見・支配人・口入人、および講や菩提寺との関係について考察した。あわせて参照されたい。

“Gōnō”(rich farmers) management and local organization in  
eighteenth to nineteenth Japan (Ⅲ)

—In respect of the relation with nation-wide market—

IWATA Kōtarō

(Department of Public Policies and Social Studies, Faculty of Literature and  
Social Sciences)

In this study, I examine the structure of regional society in Japan in the 18<sup>th</sup> and 19<sup>th</sup> centuries. The purpose of this research is to promote the study of regional society, which has been vigorously pursued recently in the field of pre-modern history from the perspective of economic history. It is an examination, in particular, of the manner in which *gono* (rich farmers involved land ownership, financial business, production and commerce) consolidated and restructured political and economic aspects of regional society.

I pursue the study citing as an example the family of Horigome Shiroubei, who lived in Yachi-go, Murayama-gun, in the land of Dewa (the present Kahoku-cho, Nishi-murayama-gun, Yamagata Prefecture). The Horigome family, a large-scale *gono* (rich farmer) family that held economic sway over the society of the region, undertook wide-ranging business activities while cooperating with village representatives and *goyado* in Murayama-gun.

This research is divided into a number of sections. As part 3 of the research, I report on how the Horigome family solved land-related problems by issuing orders to village representatives and *goyado* as well as the relationship of the Horigome family with the regional and village agreements and village cooperatives. In addition, I also clarify the fact that the Horigome family and other landowners formed the Taihei-ko, an alliance organization, and stood in opposition to tenant farmers and others. I furthermore discuss the nature of the influence that the large-scale *gono* exerted on regional society in furthering their political hegemony.